

「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」（令和4年3月11日付け）  
に対する合意内容の作成

標記については、第15回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4.7.9開催）において、『「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」への対応』（資料15・Ⅱ／6-1）により、香川県と豊島住民会議が合意した内容を示した第48回豊島廃棄物処理協議会議事録（抜粋）を示し、報告したところである。

その後、永田フォローアップ委員長より、当該議事録（抜粋）では、両者の合意内容が不明瞭であり、以下の事由から明確な対処が要請された。

- ① 豊島廃棄物問題に関心を持つ方々にも正確かつ簡潔に理解いただく必要があること。
- ② また今後の豊島廃棄物問題への香川県並びに豊島住民会議の対応において参照しなければならない事態も想定されること。
- ③ 加えて、後の世代が豊島廃棄物問題を研究あるいは参考にする際にも、この合意内容を正確に理解してもらう必要があること。

これを受け、香川県並びに豊島住民会議の両者において本資料をとりまとめ、改めて本委員会に報告するものである。

なお、「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」（R4.3.11 高月紘・永田勝也発出）の本文は、第14回フォローアップ委員会（R4.4.15開催）資料14・Ⅱ／7-8 添付資料1として掲載されている。

また、この合意内容に関する付帯意見が「令和4年3月11日発出の要請に対する香川県並びに豊島住民会議の合意に関する付帯意見」（R4.7.6 永田勝也発出）として、第15回フォローアップ委員会（R4.7.9開催）資料15・Ⅱ／6-2に掲載されている。

「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」（令和4年3月11日付け）  
に対する合意内容

1. 令和4年3月27日 第48回豊島廃棄物処理協議会

高月会長から、「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」が発出された経緯の説明があり、当該要請文書に対して、県と豊島住民会議は、各々の考え方や意見を述べ、次のとおり合意した。

○要請文3の（1）～（3）

香川県並びに豊島住民会議は、以下の内容を盛り込んだ豊島処分地の引渡しに関する事項に合意する。

- （1）「調停条項」第9条に従って、豊島処分地の引渡しを行う前に、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会は、以下を確認する。
  - ①所定の施設等の撤去の完了
  - ②豊島処分地全域での地下水の浄化の完了。「地下水における環境基準の到達・達成マニュアル」に基づく環境基準の達成の確認
- （2）「調停条項」第9条に基づく豊島処分地の引渡しの形状・形態としては、土堰堤を残置するものとし、詳細は別途定める図面による。
- （3）また、引渡しにあたっては、豊島住民会議は引渡し時の処分地の形状・形態が上記の図面と合致するものであると確認する。

○（1）から（3）については、県と豊島住民会議の両者とも合意した。

○要請文3の（4）～（6）

- （4）NPO法人が実施する豊島処分地の環境整備等の対応に対して、香川県は支援・協力する。

（県側の説明）

県としては、NPO法人に対して特別な支援、協力はできない。また、時期や内容が確定していない将来のNPO法人の活動に対して、現時点で、支援・協力を約束することはできない。NPO法人の活動が具体的になった時点で、相談をもらえれば、県の施策や制度の範囲内で可能な支援、協力を行いたいと考えている。

- （5）引渡し後にNPO法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す。

（県側の説明）

県としては、「引渡し後の土地の改変に支障がない状態」とは、「土壤汚染対策法に基づく土壤の調査命令を受けない状態」を意味していると理解しており、豊島処分地においては、専門家が、地下水が環境基準を達成したことを確認したことをもって、県は、「土壤汚染のおそれがない」と見なすことで、「引渡し後の改変に支障がない状態」で豊島3自治会に引渡すことができるものと考えている。

(6) また、NPO法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等で対応すべき廃棄物や汚染土壌が見いだされた場合には、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、香川県は、関連する調査等を実施して、それらによる影響がないことを示し、豊島住民会議の確認を受ける。さらに、以上の対応・対処をまとめた報告書を提出する。

**(県側の説明)**

引渡し前に、専門家により廃棄物等の撤去が完了したことの確認を受けており、県としては、廃棄物等はないものと考えていることから、約束することはできない。

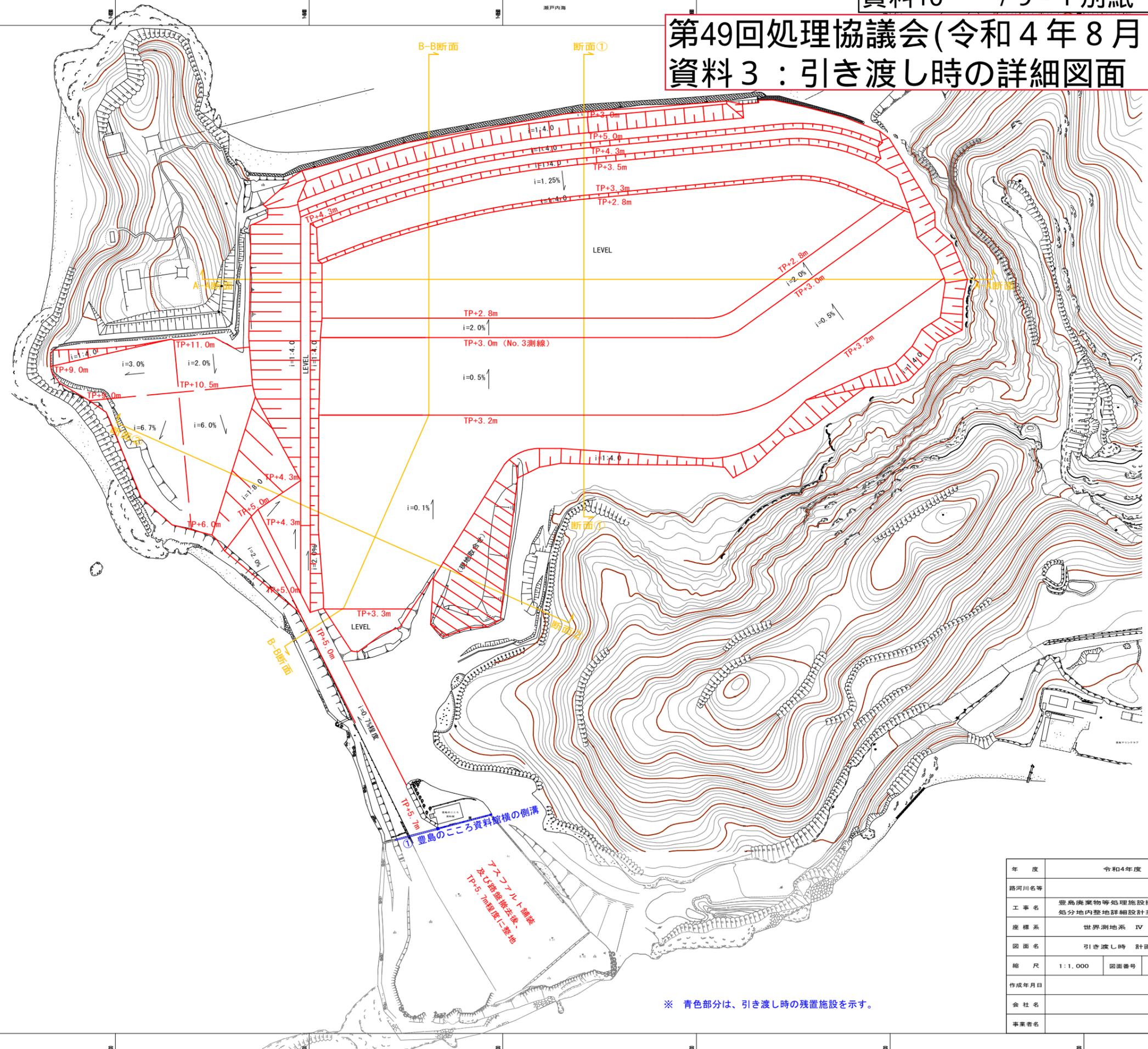
万一、NPO法人の土地の改変において、廃棄物等が現れた場合には、県としては、NPO法人や土地所有者と誠実に協議し、その結果、それが調停条項で定める本件廃棄物等であると確認された場合は、県が適切に処理したいと考えている。

○(4)～(6)については、県の説明のとおり、豊島住民会議も趣旨を了解した。

**2. 令和4年8月9日 第49回豊島廃棄物処理協議会**

地下水の環境基準を達成した後に、県が豊島3自治会に引き渡す際の処分地の形状・形態については、別添「引き渡し時の詳細図面」のとおりとすることで、合意した。

第49回処理協議会(令和4年8月9日)  
資料3：引き渡し時の詳細図面



番号	施設名
①	豊島のこころ資料館横の側溝

年度	令和4年度		
路河川名等			
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託		
座標系	世界測地系 IV 系		
図面名	引き渡し時 計画平面図		
縮尺	1:1,000	図面番号	
作成年月日			
会社名			
事業者名			

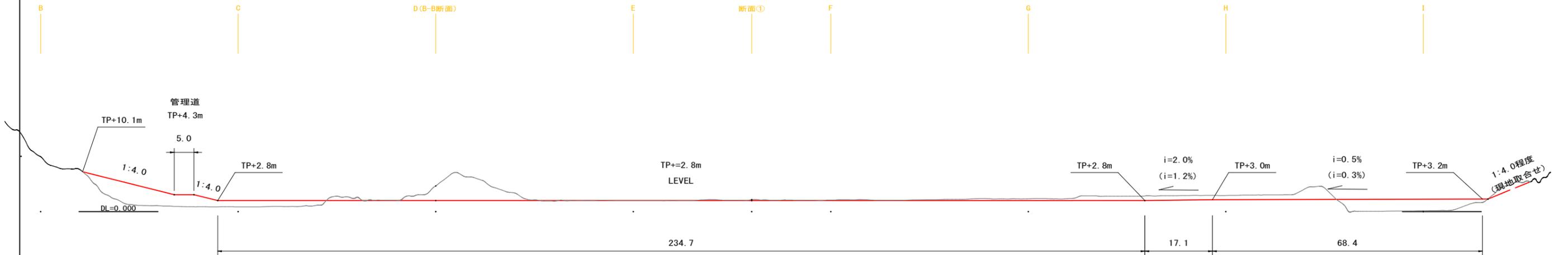
※ 青色部分は、引き渡し時の残置施設を示す。

図1 引き渡し時の整地計画図(平面図)

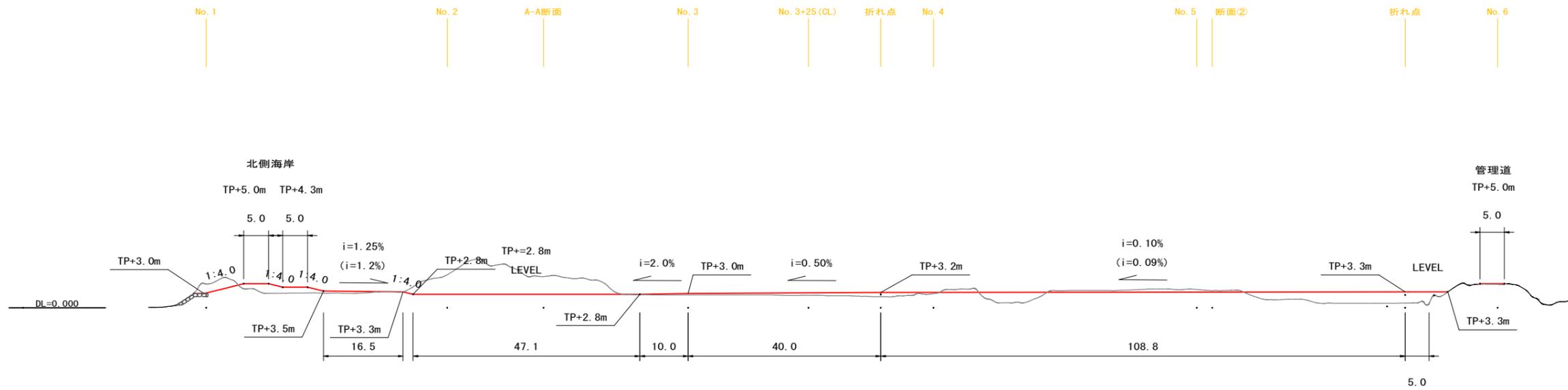
# 標準断面図 (1)

S=1: 500 (A1)  
S=1: 1,000 (A3)

A-A断面



B-B断面



年度	令和4年度		
路河川名等			
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託		
座標系	世界測地系 IV 系		
図面名	標準断面図 (1)		
縮尺	1: 500	図面番号	
作成年月日			
会社名			
事業者名			

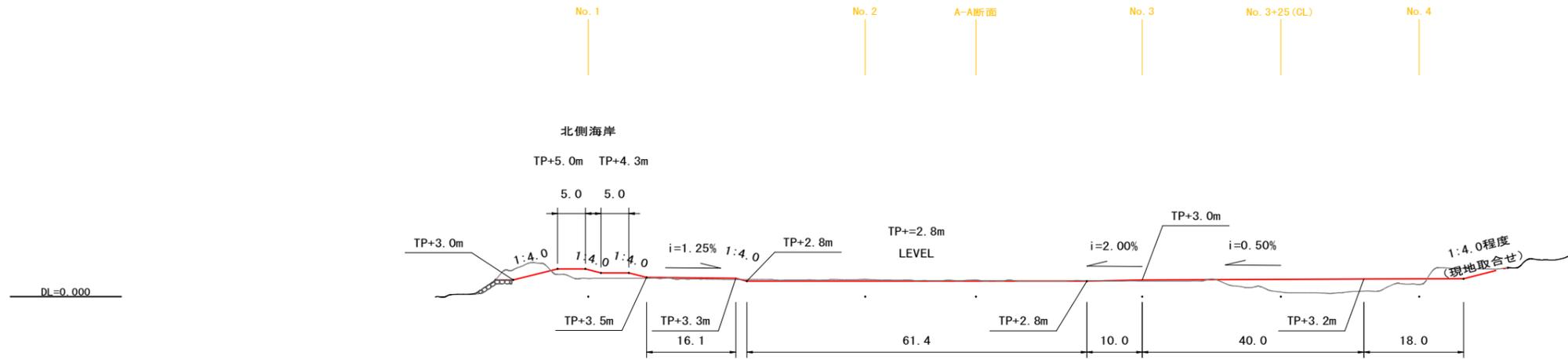
※( )内の数字は合成勾配

図2 引き渡し時の整地計画図 (標準断面図 (1))

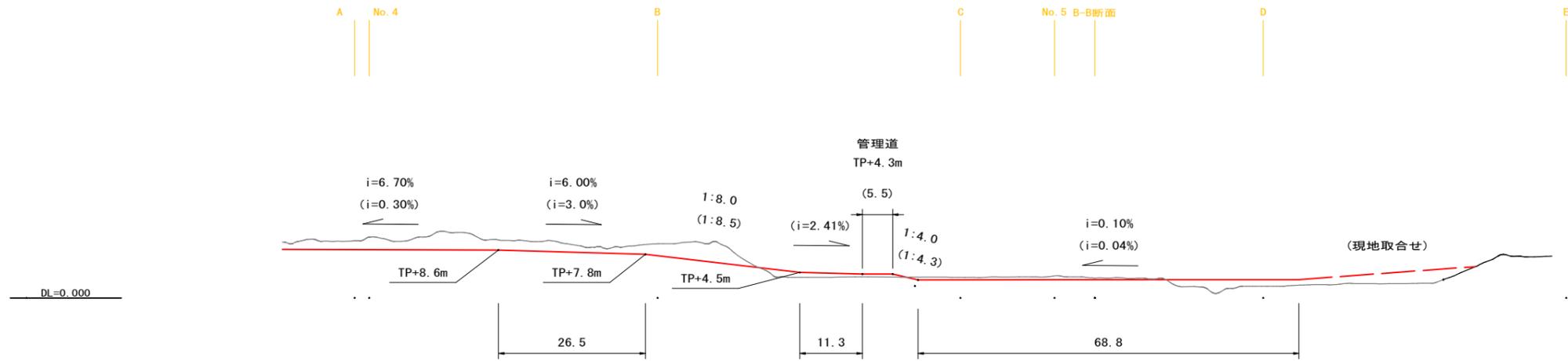
# 標準断面図 (2)

S=1: 500 (A1)  
S=1: 1,000 (A3)

断面①



断面②



※( )内の数字は合成勾配

年度	令和4年度		
路河川名等			
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託		
座標系	世界測地系 IV 系		
図面名	標準断面図 (2)		
縮尺	1: 500	図面番号	
作成年月日			
会社名			
事業者名			

図2 引き渡し時の整地計画図 (標準断面図 (2))

## 各種マニュアル等の見直し

### 1. 概要

第39回豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会（R4.10.20資料発送、R4.11.1決定事項の報告）において、新型コロナウイルス感染症対策に係るマニュアルを改訂しており、別添1のとおり報告する。

なお、処分地の整地工事が令和4年10月から実施されており、今後、施設の撤去が進み、また水管理の方法の変更等がなされることから、関係するマニュアルの見直しを次回以降の当委員会において実施する予定である。

### 2. 報告するマニュアル

資料番号 (別紙等)	マニュアル名	見直しの概要
別添1 (別紙1～6、 参考)	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応	引用資料の変更に伴う修正 (第39回健康管理委員会にて改訂済み)

令和2年5月27日作成  
令和2年7月15日改定  
令和3年2月4日改定  
令和3年3月25日改定  
令和3年8月19日改定  
令和3年10月21日改定  
令和4年2月24日改定  
令和4年11月1日改定

## 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応

香川県環境森林部廃棄物対策課

### 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置ならびに感染者が発生した場合の対応については、香川県としての職場向けの通知が別紙1「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月8日・令和3年5月31日改正）及び別紙2「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」（令和4年1月11日・令和4年9月26日改正）のように提示されている。豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（以下、「豊島事業」という。）の遂行に当たっても、これに従って進めることとする。豊島事業に関連する会合等については、別紙3「イベント等の開催に係る留意事項について」（令和4年2月10日・令和4年9月21日改正）に基づき、対処する。なお、これらの内容が変更・改訂等された場合には、それに従う。

また、施設の操業や各種工事等の実施に当たっては、委託先の事業者等が関与するが、そうした人々にも上記の通知の該当箇所を励行するように指導するとともに、国交省からの通達の別紙4「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について：国土交通省不動産・建設経済局建設業課長」（令和3年4月25日）に従った対応も要請する。

### 2 豊島における感染防止の対応

豊島事業の遂行に当たっては、上記のように基本的に県ならびに国の通達等に従うが、本事業特有の事項については、以下のように対応する。

#### （1）豊島への移動での対応

県職員の豊島への移動は、別紙1の通勤時の対応に該当する。すなわち、公共交通機関（船舶）を利用する職員は、多くの人が集中する時間帯を避けるよう努めることとする。また、豊島への移動は可能な限り避け、電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務める。なお、豊島を訪れる職員には、新型コロナウイルスのワクチンを接種している者を優先的に充てることとする。

同様の対応を委託事業者や工事関係者、さらには運送事業者にも文書で求め、対処方を依頼する。

## **(2) 豊島島内での移動等での対応**

県職員の豊島島内での移動に当たっては、公用車を活用し、島民との接触を避ける方法で行うとともに、また豊島処分地以外の場所（例：商店）には訪問しないことを原則とする。

同様の対応を同じく委託事業者や工事関係者、さらには運送事業者にも文書で求め、対処方を依頼する。

## **(3) 豊島事業に関係する各種会合への対応**

県外関係者が参加する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会ならびに同豊島処分地地下水・雨水対策等検討会、豊島事業関連施設の撤去等検討会、豊島廃棄物処理事業協議会については、別紙3に従って対応するが、会議の運営上必要がある場合は、ウェブ会議を行うことができるものとする。

また、県内関係者のみの開催となる事務連絡会については、可能な限り電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務め、集合開催とする場合には、参加人数の縮小、開催時間の短縮、着席間隔の拡大、室内の換気の実施、アルコール消毒やマスクの着用等咳エチケットの励行等の対策を行う。

## **(4) 豊島住民会議の現場視察への対応**

豊島住民会議が行う現場視察には、別紙1の来客時の対応で対処する。すなわち、対面に当たってはアルコール消毒の実施、2m以上の間隔を空け、マスクを着用しての対応を行う。同様の対応を対面者にも求めることとする。

## **(5) 見学者への対応**

見学者への対応については、全国の状況を注視しながら、別紙3に基づき人数制限により3密を回避し、体温計測、手指消毒、換気を徹底する等の感染症対策を講じた上で、受入れをしていく。

当面、上記のような対応を実施するが、状況が変化した場合には、それに合わせて内容を改め、フォローアップ委員会委員や関係者に通知する。

### 3 作業員の感染者発生時等の対応

別紙5「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部」（令和3年6月4日）において、濃厚接触者等の候補を判断する際の範囲が示されている。これを参考に、処分地内で業務に当たる作業員を複数のグループに分け、グループを超えた接触を抑制することで、感染者の発生時は、感染者の属するグループのみ業務を停止し、その他のグループは業務を継続することとする。

#### (1) 事前のグループ分け

まず、別紙5に基づき、濃厚接触者の候補となる者については表1のとおりであり、3密等を避けることにより、通常業務において濃厚接触者が発生するおそれは低いと想定される。

次に、患者周辺の検査対象者（以下、「その他の接触者」という。）の候補となる者については表2のとおりであり、同一の元請業者の下で作業を行う場合、接触を完全に避けることは難しいと推定される。

したがって、原則、元請業者毎に1つのグループを形成し、各下請業者は元請業者と同じグループに属するものとする。なお、下請業者が単独で休憩所を設置する等、元請業者と下請業者の接触を避ける措置を実施する場合には、当該下請業者のみで1グループとして取り扱う。

以上のグループ分けは各委託業務開始前に県が整理する。

表1 濃厚接触者の候補となる者

候補の条件	処分地内の通常業務における評価
患者と同居していた者	該当なし
適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者	該当なし
患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者	該当なし
手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし*で、患者と15分以上の接触があった者	作業員に必要な対策を求める。

※ 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

表2 その他の接触者の候補となる者

候補の条件	処分地内の通常業務における評価
いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、	—
感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者	同一の元請業者の下で作業を行う場合、完全に避けることは難しい。
物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者	同一の元請業者の下で作業を行う場合、完全に避けることは難しい。
寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者	発生時に確認する。
換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者	事前に事業者毎に共用設備を設定し、他設備を使用しない。

## (2) 通常時の対応

共用設備（休憩室、更衣室、トイレ等）は原則グループ毎に設置することとし、朝礼等集団で行う行為については各グループ内で実施する。グループ間で連絡調整が必要な場合は、マスクの着用、物理的な距離を確保等の感染予防策を行った上で実施又はWeb会議により実施する。

また、元請業者及び下請業者は、所属グループの作業員に対して、自身の健康状態を観察し、発熱や咳、喉の痛み、鼻水等の風邪症状がある場合は、症状の程度に応じて、病院での受診や自宅療養を行うなど、作業員本人の健康管理及び感染拡大防止の観点から、出勤をしないよう周知を徹底し、体調が悪い作業員には積極的に声掛けを行う。

### (3) 感染者発生時の対応

作業員に感染者が発生した場合は、図1のとおり、感染者が属するグループの作業をできるだけ速やかに停止し、グループ内の作業員を自宅待機させる。

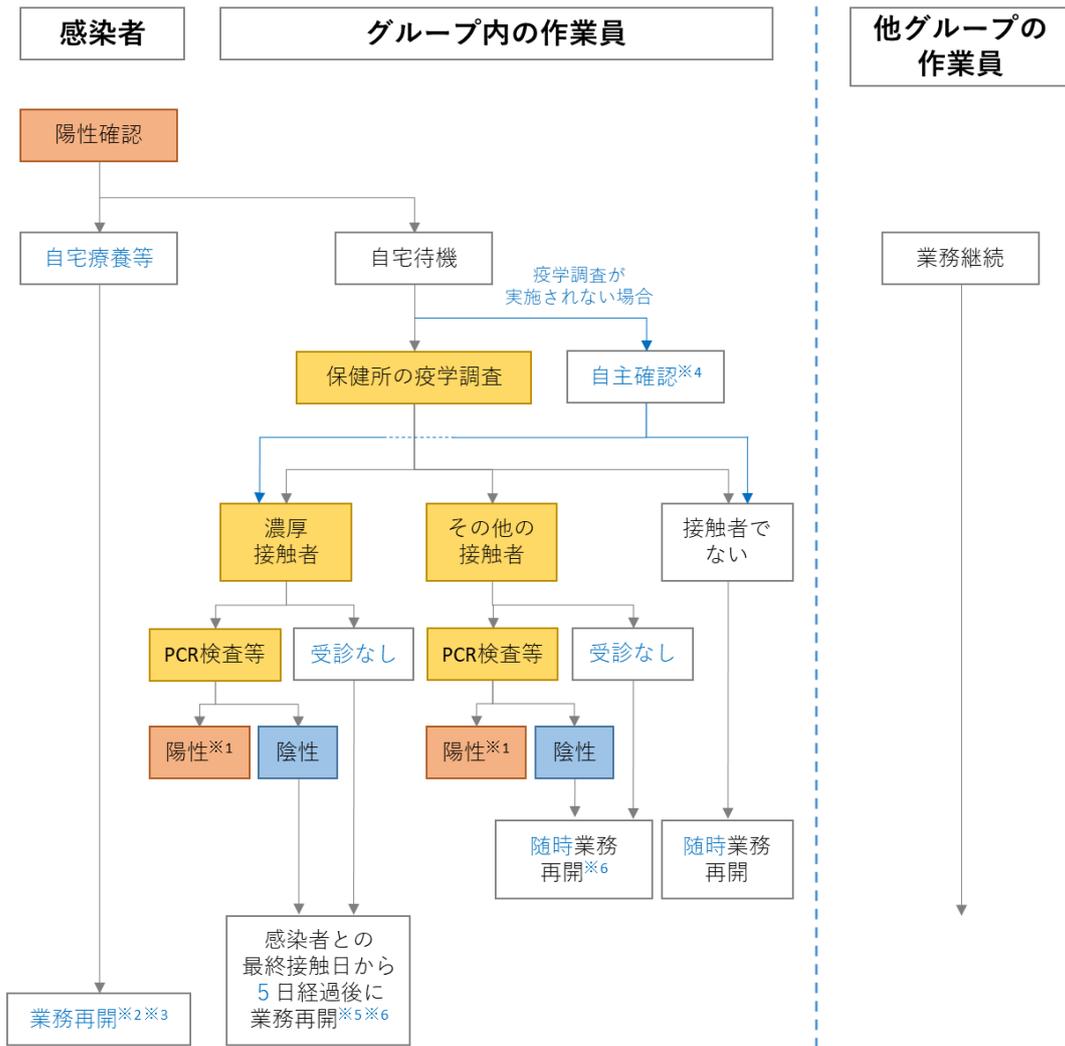
その後、別紙6「濃厚接触者の行動制限および検査について：香川県小豆保健所」（令和4年9月）に基づき、自主確認により①感染者の同居家族、②発症2日以内に感染者と会食又はマスクなし・1m以内・15分以上の会話をした者の何れかに該当する作業員は濃厚接触者となる。その他の作業員については業務を再開する。なお、保健所による積極的疫学調査が実施された場合は、その結果に従う。

濃厚接触者のうちPCR検査等により陰性が確認された者又は受診を指示されなかった者は、感染者との最終接触日から5日間自宅待機を継続し、その後に業務を再開する。ただし、感染者との最終接触日から2日目及び3日目の抗原定性検査キット（自費検査、薬事承認されたものに限る。）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から業務を再開できる。何れの場合も、7日間は検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策を行う。

その他の接触者のうちPCR検査等により陰性が確認された者又は受診を指示されなかった者は、業務を再開する。ただし、感染者との最終接触日から7日間は検温など自身による健康状態の確認を行う。

なお、PCR検査等の結果、グループ内の作業員の陽性が確認された場合は、当該作業員を感染者として本項に定める対応を再び行うが、自宅待機後に当該作業員と接触がない者については接触者でないものとし、再度の自宅待機は行わない。

また、国等により感染者及び濃厚接触者等に係る待機期間等の取扱いが変更された場合は、本マニュアルの規定に関わらず、それに従うものとする。



- ※1 PCR検査等で陽性が確認された場合、当該作業員を感染者として、同様の対応を再び行う。
- ※2 有症状患者のうち、現に入院している者以外の者は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過している場合、業務を再開する。無症状患者（無症状病原体保有者）は検体採取日から7日経過後に業務を再開するが、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目から業務を再開できる。
- ※3 有症状患者は発症日から10日間、無症状患者は検体採取日から7日間は健康状態の観察、感染対策を行う。
- ※4 以下の何れかに該当する場合には濃厚接触者となる。  
 ①感染者の同居家族  
 ②発症2日以内に感染者と会食又はマスクなし・1m以内・15分以上の会話をした者
- ※5 感染者との最終接触日から2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から業務を再開できる。
- ※6 感染者との最終接触日から7日間は健康状態の観察を行う。

図1 感染者発生時の対応

#### (4) 濃厚接触者又はその他の接触者の確認時の対応

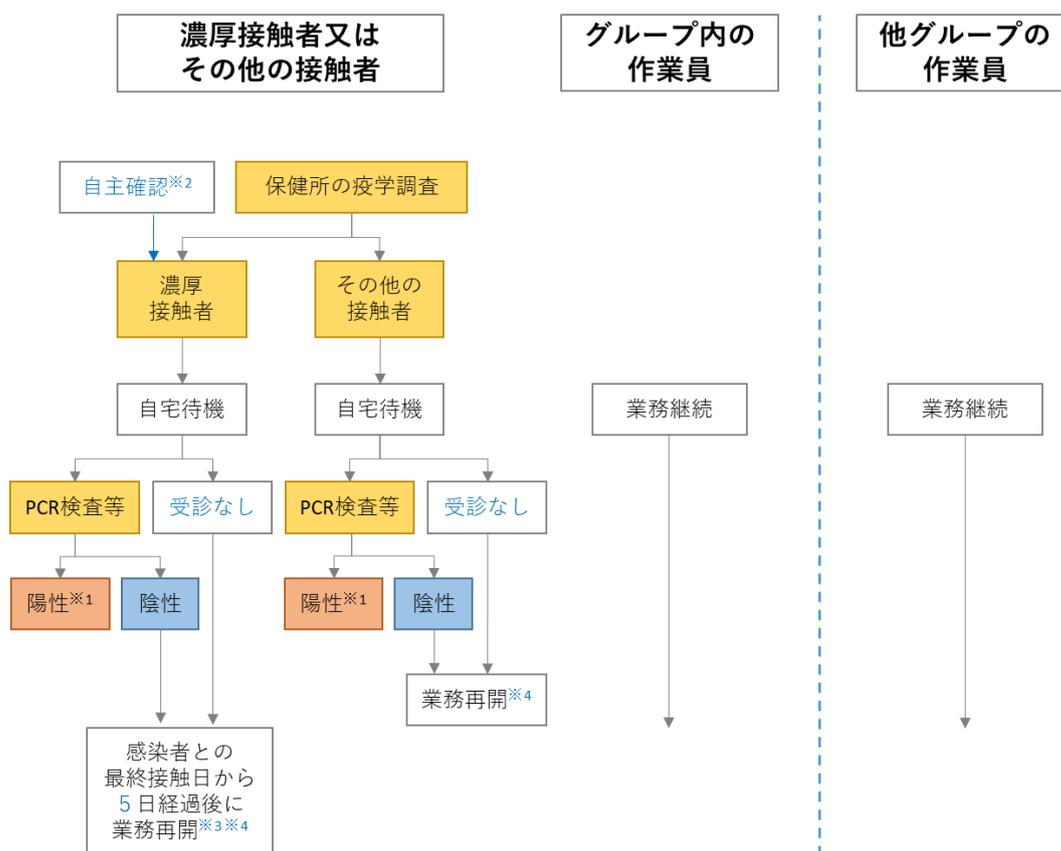
グループ内で感染者が発生していない場合で、作業員が別紙6に基づき自主確認により濃厚接触者となった場合又は作業員がグループ外の感染者の濃厚接触者又はその他の接触者であると保健所が判断した場合は、当該作業員を自宅待機させる。当該作業員は保健所からの指示によりPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診する場合がある。

濃厚接触者のうちPCR検査等により陰性が確認された者又は受診を指示されなかった者、並びにその他の接触者のうちPCR検査等により陰性が確認された者又は受診を指示されなかった者に係る対応は（3）と同様とする。

また、PCR検査等の結果、当該作業員の陽性が確認された場合は（3）に定める対応を実施する。

なお、当該作業員の陽性が確認されない限り、グループ内の作業員等については、図2のとおり、通常の感染防止対策を実施しながら、業務を継続するものとする。

また、国等により感染者及び濃厚接触者等に係る待機期間等の取扱いが変更された場合は、本マニュアルの規定に関わらず、それに従うものとする。



※1 PCR検査等で陽性が確認された場合、当該作業員を感染者として、図1に示す対応を行う。

※2 以下の何れかに該当する場合には濃厚接触者となる。

①感染者の同居家族

②発症2日以内に感染者と会食又はマスクなし・1m以内・15分以上の会話をした者

※3 感染者との最終接触日から2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で

陰性を確認した場合は、3日目から業務を再開できる。

※4 感染者との最終接触日から7日間は健康状態の観察を行う。

図2 濃厚接触者等の確認時の対応

所属長 殿

統轄安全衛生管理者  
( 総務部長 )新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
職場における対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、感染力が高いとされる変異株の感染拡大により、5月31日を期限として、東京都、大阪府など9都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」が、沖縄県と同様6月20日まで期限が延長され、また、8県で「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、5月31日が期限となっている埼玉県、岐阜県など5県への適用が6月20日まで期限が延長されました。

本県では、ゴールデンウィーク明けの5月6日には新規感染者数が50人、翌7日には78人と2日連続で過去最高を更新するなど、変異株による感染が急激に拡大したことから、5月8日、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、5月9日から31日まで「緊急事態対策期」に移行しました。その後の取組により、直近の新規感染者数はおよそ10人前後のレベルに減少しているものの、感染が拡大又は高止まりしている他の都道府県からの影響も危惧されるどころであり、また、病床利用率など医療提供体制は依然として厳しい状況が続いていることから、6月1日から20日まで、「感染拡大防止集中対策期」に移行し、県独自の「医療ひっ迫警戒警報」を発令することとなりました。

感染拡大の抑制効果が期待されるワクチンの予防接種は、全国で高齢者のワクチン接種を7月末までに行うことを目標に懸命の努力がされていますが、まだ、一般の多くの方が接種を受けられる状況にはありません。

現状においては、このような最近の感染状況等を踏まえ、これまで取り組んできた職場等における感染防止対策について、より一層徹底することが必要です。

つきましては、令和2年12月8日付け2職員第50898号統轄安全衛生管理者通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場の対応について (通知)」を以下のとおり改正しますので、各所属においても、職場の実態に即して、適切に対応していただきますようお願いいたします。

※以下の下線部分：前通知からの改正部分

## 記

## 1 職場における感染予防対策について

- (1) 感染予防のための基本的な取組 (身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気の励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等) の実施を徹底すること。
- (2) ①～③の取組等を通じて、「三つの密」 (密閉空間 (換気の悪い密閉空間である)、密集場所 (多くの人が密集している)、密接場面 (お互いに手を伸ばしたら届く距離での

会話や発声が行われる) ) を避けること。

①在宅勤務や早出・遅出勤務等により、人と人との接触機会を極力低減すること。

②出張等による移動を減らすためオンライン会議等を活用すること。

③換気を徹底し、職場でもお互いの距離を十分にとること。

(3) 感染リスクが高まる「5つの場面」における場面⑤「居場所の切り替わり」の際は、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。休憩室、喫煙所、更衣室、車やバスで移動する際の車中等は、注意が必要であること。

(4) 感染防止の取組は、職員一人一人が取組の趣旨を踏まえて、行動変容を含めて取り組むことが重要であることから、衛生委員会や各所属の会議等の機会を活用し、職員に周知を図ること。

(5) 職場の勤務状況や施設の状況は、各所属において、それぞれ異なることから、2 感染予防のための具体的な取組事項の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染予防対策を検討し、取り組むこと。

その際、必要に応じて、産業医等に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、衛生委員会等の意見を聞くこと。

## 2 感染予防のための具体的な取組事項

### (1) 職場内での感染予防の徹底

#### ①換気の徹底等

・ 必要換気量（一人当たり毎時30m<sup>3</sup>）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。

※適切な換気により、二酸化炭素濃度が1000ppm以下となることが目安となること。

・ 本庁本館は、窓が開閉できず、機械換気を行っており、庁舎管理者により換気設備を適切に運転・管理することで、ビル管理法令の空気環境の基準を満たしているが、必要に応じて、外気導入装置（ペリカウンター）を開放すること。

・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

#### ・ 夏季の留意事項

特に、気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあり、また、マスクを着用して強い負荷の作業や運動をすることも健康障害のリスクが高くなるとされている。そのため、そのような状況でマスクを着用する際は、のどが渇く前のこまめな水分補給等に留意する必要があること。感染症予防対策と熱中症予防対策が両立できるよう職場の実態に即して適切に対応すること。

#### ・ 冬季の留意事項

室温が下がらない範囲で常時窓を開けること（例：窓を少し開け、室温18℃以上を目安とすること。）。必要に応じて、連続した部屋等を用いた2段階の換気（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）も検討すること。

#### ②接触感染の防止

・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底すること。これが困難な場合は、アルコール手指消毒剤を使用すること。

・ 執務室の出入口には、アルコール手指消毒剤を設置すること。

・ 複数人で共有する物品・機器等（※）やドアノブ、エレベータのボタン等については、アルコール手指消毒剤でこまめに消毒すること。

※電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等

・ 来客等に対し、感染防止措置への協力（手指消毒剤による手指消毒及び必要に応じたマスク着用のお願い等）を要請すること。

- ・休憩室等を使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底すること。
- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すこと。
- ・鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し廃棄すること。

### ③飛沫感染の防止

- ・マスクを着用すること。
- ・大声で会話しないようにすること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべくつくりたくないなどの工夫をすること。
- ・職場においては、できる限り、人と人との間の十分な距離の保持（1m以上）し、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2m以上）ことが望ましい。
- ・オンライン会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2m以上）を取ることが望ましい。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・職場の状況に応じた、感染防止対策の工夫をすること。  
例：来庁者との面談や受付事務等で距離を確保できない場合は、パーティションの設置など感染防止対策を検討すること。
- ・食堂、休憩室、リフレッシュルーム、トイレ、手洗い場等の利用に際しては、特に、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないよう留意すること。

### ④一般的な健康確保措置の徹底等

- ・疲労の蓄積（易感染性）につながることから、長時間の時間外勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理にも留意すること。
- ・職員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例えば、出勤前の体温測定を励行するとともに、体調がすぐれない場合は所属長に報告するよう指導する等）

## (2) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

### ①接触感染の防止

- ・出勤・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。
- ・出張から帰庁した際は、手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

### ②飛沫感染の防止

- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・通勤に公共交通機関を利用している職員は、他人にうつさない観点から、マスク着用をするとともに、可能な場合には、多くの人が集中する時間帯を避ける早出・遅出勤務を活用すること。
- ・出張の際は、公用車等の換気に留意すること。
- ・通勤や出張の際、電車、バス、タクシー等を利用する場合、不必要な会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、オンライン会議等を活用すること。

### (3) 在宅勤務の活用等

新型コロナウイルス感染症予防の一環として、職場や通勤での感染防止のため、職場や職務の実態に即して在宅勤務の実施や年次休暇の取得促進を行うこと。

## 3 風邪症状を呈する職員への対応について

- ・症状からインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を識別するのは難しいとされている。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応すること。

**参照**：人事・行革課のページー勤務条件ー休暇・休業ー特別休暇  
出勤時交通遮断休暇（新型コロナウイルス感染拡大防止関係）

- ・特に、①高年齢職員、②基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有するなどの重症化リスク因子を持つ職員、③妊娠している職員について配慮すること。
  - ・風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。その際、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
  - ・風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
  - ・発熱やのどの痛み、せきなどの風邪症状があり医療機関を受診する際は、事前にかかりつけ医等の身近な医療機関や「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」に電話相談をして、受診の可否や受診医療機関、受診に際しての留意事項を確認したうえで、マスク着用や手指消毒を徹底し、感染防止対策に十分に留意して受診するよう指導すること。
- 4 発熱などの症状のある方の相談・受診体制について（令和2年11月1日から）  
令和2年11月から、発熱などの症状がある方の相談・受診体制が変わりました。  
まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談ください。どこに相談すればよいか分からない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに連絡をしてください。

○香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター  
電話番号：0570-087-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、保健所の感染症相談窓口にてファクスでご相談ください。

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

相談内容

**受診・相談センター**

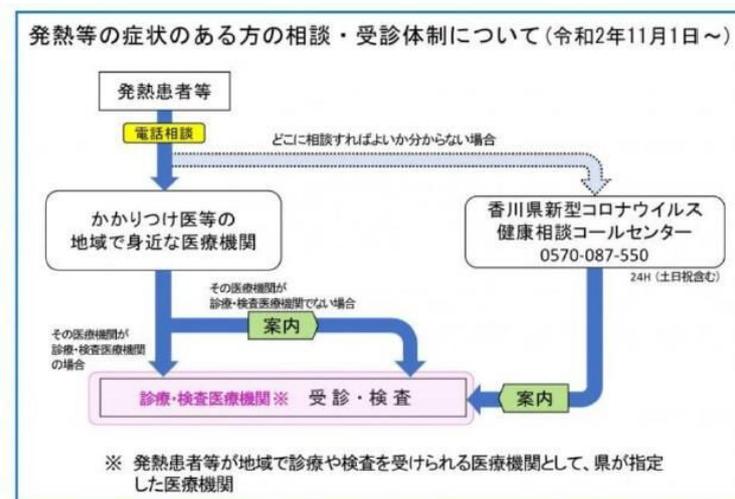
発熱などの症状のある方からの相談に対応します。

<新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安>

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかのある場合
- ・基礎疾患がある方などの重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

**一般相談**

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談に対応します。



## 5 職員から所属長への報告

- 職員は、新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者に該当した場合やPCR検査、抗原検査等を受診することになった場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。
- 各所属で、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応については、以下の通知によること。

**参照**：職員課のページ様式ダウンロード－健康管理関係－通達・指針

令和2年12月8日付け2職員第50899号「県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応について（通知）」（統轄安全衛生管理者通知）

- 所属長は、事前に、所属の職員に対して、陽性者又は濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを説明しておくこと。例えば、新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の職員に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させることなどは、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性があることに留意すること。

## 6 妊娠中の女性職員への配慮について

- 妊娠中の女性職員への配慮については、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成9年厚生労働省告示第105号）に則り、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診断に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務、妊娠障害休暇等をいう。以下同じ。）等の必要な措置を講じる必要があること。また、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講じる必要があること。

**参照**：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)

(問い合わせ先)

- |                     |           |            |
|---------------------|-----------|------------|
| ・建物の換気、消毒           | ：財産経営課    | 内線 2 7 1 1 |
| ・感染者発生時の報告          | ：人事・行革課   | 内線 2 5 8 2 |
| <u>勤務時間・休暇制度</u>    |           |            |
| <u>在宅勤務</u>         |           |            |
| <u>妊娠中の女性職員への配慮</u> |           |            |
| ・上記以外のこと            | ：職員課健康管理室 | 内線 2 6 3 0 |

所属長 殿

統轄安全衛生管理者  
(総務部長)

職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合  
又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）

職員が新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診した場合の対応については、令和4年9月14日付け4職員第252875号「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」により周知していますが、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るために、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定すること（全数届出の見直し）となり、発生届の対象外となる若い軽症者等の方は、自ら「陽性者登録センター」にWEBで登録し、9月26日から運用開始となる「健康相談コールセンター」を活用することになるなど、感染者（陽性者）となった場合の対応が変更されることを踏まえ、今後、職員が新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診した場合の対応については、下記のとおり対応することとしますので、所属の職員に周知していただきますようお願いいたします。

なお、職員が従事した会議等の参加者（職員以外）から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応については、職員がそれにより接触者等となった場合は、この通知により対応するようお願いいたします。

## 記

### 1 職員から所属長への報告

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者、その他の接触者（濃厚接触者には該当しないが、同じ所属の職員など、感染者と比較的近距离で過ごした者。）又は有症状により医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査等を受診する場合の当該受診者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。

なお、特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等を受診する場合及び無症状で任意にPCR検査等を受診する場合については、2及び3によらず、4により対応すること。

所属長は、所属の職員に対して、陽性者等になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを改めて説明すること。

### 2 所属長の対応（報告）

報告を受けた所属長は、当該職員が感染者（陽性者）の場合については、速やかに人事・行革課長にその旨を報告すること。

### 3 職員が陽性者等となった場合の感染防止措置

#### (1) 感染者（陽性者）の発生確認後の対応

- ① 報告（上記1及び2の対応）
- ② 執務室等の窓を全開にするなどして、換気を行うこと。
- ③ 周囲の職員は、直ちにマスクを着用すること。
- ④ 感染者が所属している執務室、トイレ等をアルコール手指消毒剤又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で消毒すること。
  - ・ 感染者が使用しているパソコンや机・椅子、共用物品・機器等（電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等）の消毒は、アルコール手指消毒剤を使用して消毒すること。
  - ※ 消毒作業に必要な物品（アルコール手指消毒剤、キッチンペーパー、ゴム手袋、ビニール袋など）は、各庁舎管理者等において準備しておくこと。本庁については、財産経営課において物品の管理をしているので、必要な場合は、財産経営課まで問い合わせること。
  - また、消毒作業について、不明なことがある場合は、職員課健康管理室まで問い合わせること。
  - ・ トイレ内の感染者が接触したと思われる箇所、執務室の床（絨毯部分を除く。）等については、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用すること。（詳細は、メーカーのホームページ等で確認すること）

● 濃度 0.05%：新型コロナウイルス対策として消毒する場合  
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 10ml（キャップ2杯）を入れる。

● 濃度 0.1%：おう吐物、ふん便などの汚れがある場合  
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 20ml（キャップ4杯）を入れる。

#### (2) 「65歳以上の者」、「入院を要する者」、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者」又は「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たな酸素投与が必要な者」、「妊婦」の方は、従来どおり、発生届の対象として、医療機関等から発生届が提出され、保健所から治療方針などの連絡がある。

・体調の変化など心配なときは、保健所へ連絡すること。

・夜間の問合せは「健康相談コールセンター」へ行うこと。

（電話）0570-087-550

（別紙「健康相談コールセンターについて」参照）

上記以外の若い軽症者等の方は、発生届の対象外となるので、自ら「陽性者登録センター」にWEBで登録すること。また、健康相談などの相談があるときは、「健康相談コールセンター」へ連絡する。

また、療養や健康観察、濃厚接触者等に関することは、各保健所のホームページ等により確認をすること。

#### (3) PCR検査等で陽性となった職員は、感染者として療養（入院、宿泊療養施設又は自宅で

療養)する。(療養期間中の勤務は「出勤時交通遮断休暇」(いわゆるコロナ特別休暇)の取得による特別休暇(以下「特別休暇」という。)であり、所属長は在宅勤務を認めることはできない。)

有症状患者のうち、現に入院している者以外の者は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過し、8日目に解除された場合であっても、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策の徹底を行うこととする。

また、無症状患者(無症状病原体保有者)は、検体採取日から7日間を経過し8日目に療養の解除可能となるが、加えて、5日目の検査キット(薬事承認されたもの)による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除可能となる。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策の徹底を行うこととする。

なお、療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど感染対策の徹底を前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出は差し支えない。

(4) 保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者となった職員(※)は、保健所からの指示によりPCR検査等を受診することとなる。(※ 現在は、重症化リスクの高い方や高齢者施設・医療機関に勤務する方が重点的に案内されている。)

- ・PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。(勤務は特別休暇)
- ・濃厚接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合でも、また、PCR検査等を受診していない無症状の場合でも、感染者との最終接触日から5日間は自宅待機(健康観察)となる。(勤務は特別休暇)健康観察で問題がなければ、所属長へその旨を報告し職場復帰する。また、2日目及び3日目の抗原定性検査キット(自費検査、薬事承認されたものに限る。)を用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。ただし、感染者との最終接触日から7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策を行うこととする。
- ・自宅待機(健康観察)の間は、以下のことに注意すること。
  - 不要不急の外出は控え、公共交通機関の利用は避けること。
  - 外出時や同居者と接触する場合は、マスクを着用し、手洗いなど手指衛生に気を付けること。
  - マスクを触った後は、必ず手洗いをするなど手指衛生に気を付けること。
  - 健康状態を毎日確認すること。体温測定を定期的に1日2回行い、発熱の有無を確認すること。
  - 健康観察の間に、発熱又は呼吸器症状等が出れば、医療機関に事前に電話で、「濃厚接触者で、待機期間中に症状が出てきた」ことを伝え、予約をしてから、医療機関を受診すること。医療機関の受診又はPCR検査等を行うことになった場合は、所属長へ報告すること。
- ・濃厚接触者(PCR検査等で陰性又はPCR検査等を受診していない無症状の者)としての自宅待機の期間中は、健康観察(勤務は特別休暇)を原則とするが、無症状で、本人が希望し、他人と接触することがなく作業ができる場合は、所属長の判断で在宅勤務を認めることができる。

(5) 保健所の積極的疫学調査によりその他の接触者とされた職員は、保健所からの指示により

PCR検査等を受診する場合がある。

- ・PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。(サービスは特別休暇)
- ・その他の接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合又はPCR検査等の受診を指示されなかった無症状の場合は、健康観察をしながら、職場又は在宅勤務で業務に従事する。(健康観察の期間は、感染者との最終接触日から7日間)
- ・自宅待機(健康観察)の間の注意事項は(4)と同様

(6) 所属長は、所属の職員に対して、自身の健康状態を観察し、発熱や咳、喉の痛み、鼻水等の風邪症状がある場合は、症状の程度に応じて、病院での受診や自宅療養を行う(サービスは特別休暇)など、職員本人の健康管理及び感染拡大防止の観点から、出勤をしないよう周知を徹底し、体調が悪い職員には積極的に声掛けを行う。

有症状により医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査等を受診した職員についても、PCR検査等の結果が判明するまでの間は(4)、(5)と同様に自宅待機となる。(サービスは特別休暇)なお、PCR検査等で陰性となった場合の勤務については、健康状態を観察し、医師の判断に基づき勤務の可否を検討する。(勤務が否とされた場合のサービス上の取扱いは、病気休暇)

4 特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等を受診する場合及び無症状で任意にPCR検査等を受診する場合の対応

- ・職員は、PCR検査等の結果が陽性となった場合、速やかに所属長へ電話、メール等によりPCR検査等の結果を報告すること。(PCR検査等の受診時及び陰性の場合、所属長への報告は不要)
- ・職員が感染者(陽性者)である旨の報告を受けた場合、所属長は、3(1)の「感染者(陽性者)の発生確認後の対応」等を行うとともに、速やかに人事・行革課長にその旨を報告すること。

※特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等の受診者及び無症状の任意のPCR検査等の受診者は、当該PCR検査等の受診のみをもって、特別休暇の取得対象とはならない。

(問い合わせ先)

- ・感染者発生時の報告：人事・行革課 内線2582
- ・感染防止対策一般：職員課健康管理室 内線2630
- ・建物の消毒：財産経営課 内線2711

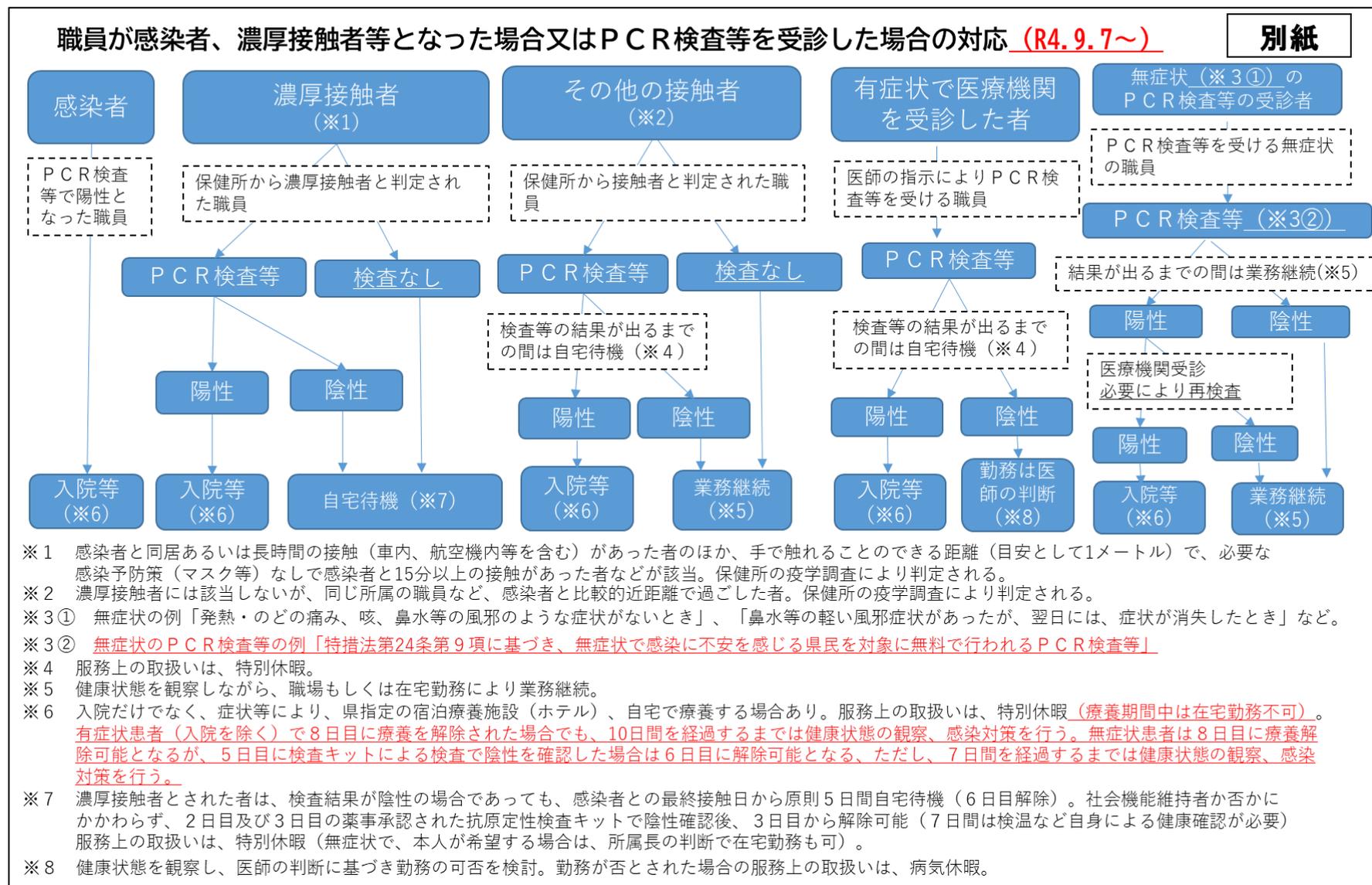
別紙

職員が感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応

別紙

健康相談コールセンターについて

【R4.9.7～】



## 新たな「健康相談コールセンター」について

～ 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になったら（9月26日以降）～

従来どおり

**発生届対象**

- ✓ 65歳以上の方
- ✓ 入院が必要な方
- ✓ コロナ治療薬や酸素投与が必要な方
- ✓ 妊婦

かかりつけ医または地域の身近な医療機関  
**陽性**

医療機関から  
発生届

保健所

これまでどおり、保健所から連絡し、療養方針をお伝えします  
療養期間中、健康観察を行います  
体調の変化など心配なときは、連絡してください

香川県東讃保健所 0879-29-8266  
香川県小豆保健所 0879-62-1373  
香川県中讃保健所 0877-24-9962  
香川県西讃保健所 0875-25-2052  
高松市保健所 087-839-2870

※夜間は、「健康相談コールセンター（下記）」までお問い合わせください。

---

変更点

**発生届対象外**

✓ 上記以外の方

かかりつけ医または地域の身近な医療機関  
**陽性**

薬局等で購入した検査キットを使用し、ご自身で検査  
**陽性**

県事業（無料検査所）で検査  
**陽性** 無症状で、濃厚接触者ではない方対象

※10月末まで延長

相談

登録

陽性者登録センター

ご自身でWEBで登録ください。

健康相談コールセンター

ご連絡先: 0570-087-550

- 一般相談  
一般的な健康相談
- 受診相談  
発熱等の症状のある方の相談
- 新・陽性者登録に関する案内
- 新・医師による電話等診療  
(休日・夜間のみ)

※急激な発熱や疾患等が発生し、医師等の判断が必要な場合  
 ・ 平日（日中）：かかりつけ医又は診療・検査医療機関等  
 ・ 休日・夜間：健康相談コールセンター（※電話等診療）

※同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱いの見直しに伴い、別添 8、別紙 1、別紙 2、別紙 4を変更しています。

令和 4 年 9 月 21 日

イベント等の開催に係る留意事項について  
(イベント等に関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡等を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 9 月 26 日 (月) から

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

- 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
- 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり)、100% (大声なし) とする。
- なお、基本的に「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外であるが、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、感染防止安全計画の対象となる。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし(※))を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

(※) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含まれる。

#### 4 感染防止安全計画の策定・提出

##### (1) 対象

大声なし(※)の5,000人超かつ収容率50%超のイベント

※ 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含む。

- 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

##### (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

##### (3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

#### 5 留意事項

別添8：イベント等の開催に係る留意事項

別紙1：チェックリスト

別紙2：感染防止安全計画

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年9月8日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その7)」(令和4年9月8日付け事務連絡)

国不入企第3号  
令和3年4月25日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた  
工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月20日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月23日に、1都2府1県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年1

2月24日改訂版))」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しくお願いします。

なお、今般の緊急事態宣言に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象から、東京都、京都府、大阪府、兵庫県が除かれるとともに、愛媛県が新たにまん延防止等重点措置の対象とされたことにより、7県がまん延防止等重点措置の対象となったところですが、緊急事態宣言を踏まえた上記の対応と同様に、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場면을回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1、2のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときにおける工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた場合に要した費用の上乗せ等の柔軟な契約変更等を周知してきたところですが、引き続き、遺漏なきよう宜しくお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添3、4のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡  
令和 3 年 6 月 4 日各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

## 感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報（行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など）が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

### 【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

#### （事例）

- ・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間<sup>※1</sup>において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1 感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

**【濃厚接触者の候補】**

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし<sup>※2</sup>で、患者と15分以上の接触があった者

※2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

**【患者周辺の検査対象者の候補】**

いわゆる「三つの密(密閉、密集、密着)」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い(部屋が同一、座席が近いなど)者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など)の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

## 濃厚接触者の行動制限および検査について

香川県小豆保健所

## 【濃厚接触者】

- ・すべての同居家族
- ・発症2日以内に会食またはマスク無し・1m 以内・15 分以上の会話ありの方には、以下の行動制限に御協力いただくようお願いください。

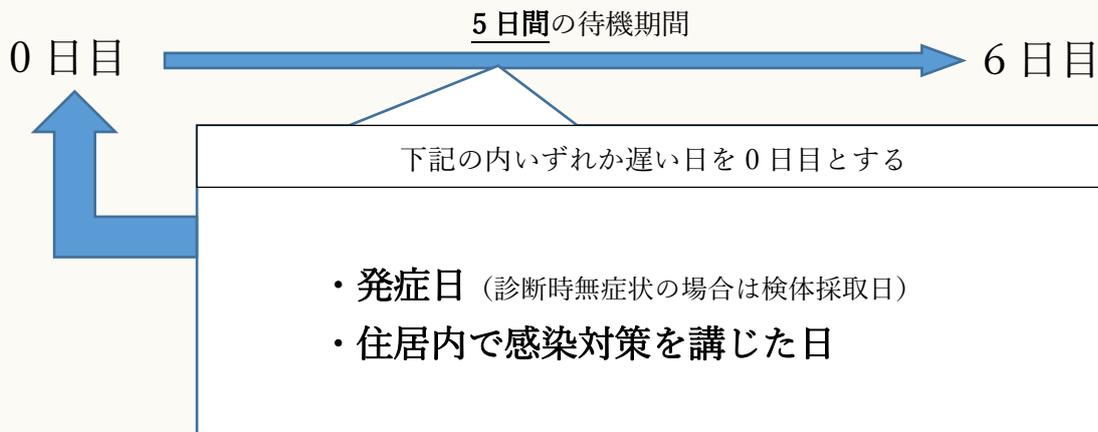
## 待機期間について

陽性者と最後に会った日(最終接触日)から5日間(6日目解除)です。

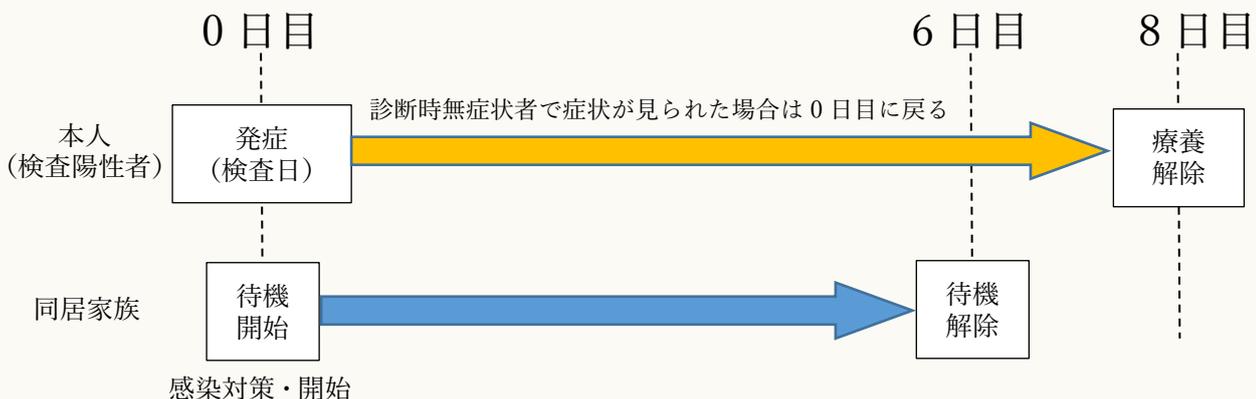
同一世帯内で感染者が発生した場合の待機期間は、『検査陽性者の発症日(当該検査陽性者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)』又は『当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策(※)を講じた日』のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)です。

(※)ここでいう感染対策は、日常生活を送るうえで可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しています。

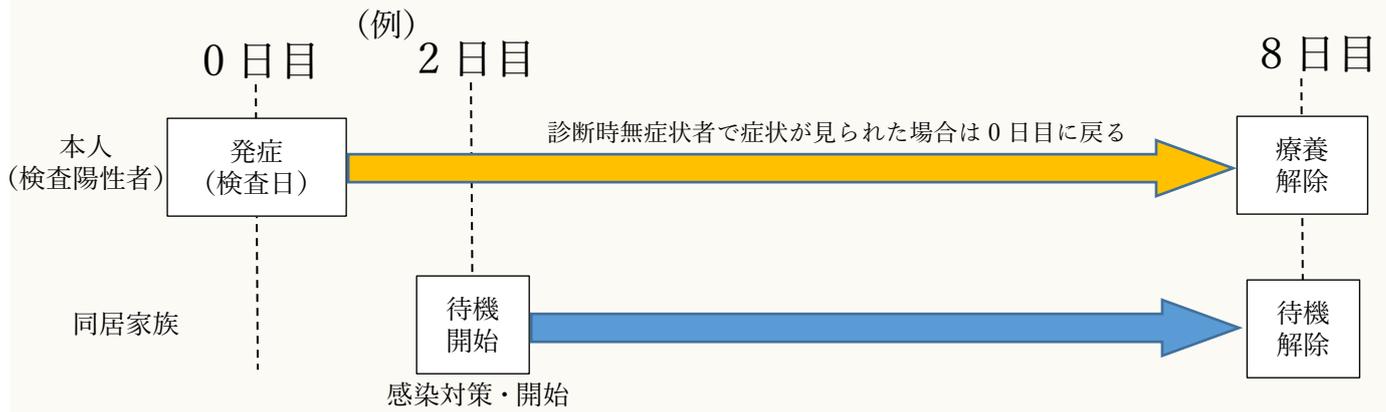
不要不急の外出は、控えてください。



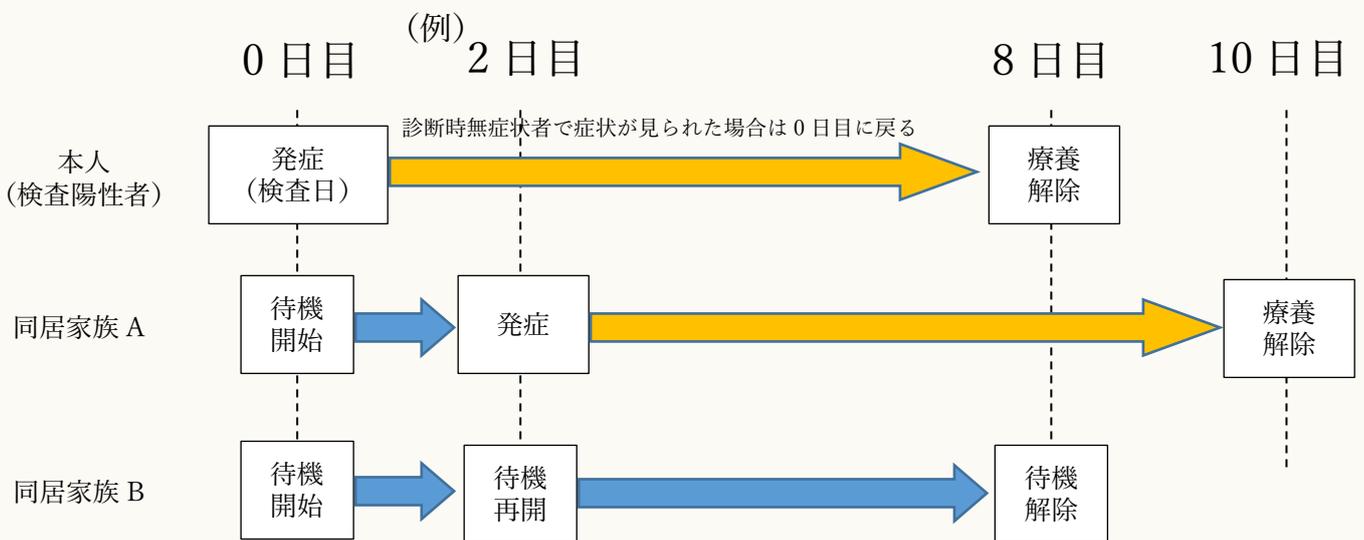
## 例 1: 陽性者が発症(検査日)と同時に感染対策を開始した場合



## 例2:陽性者が発症(検査日)後、2日目に感染対策を開始した場合

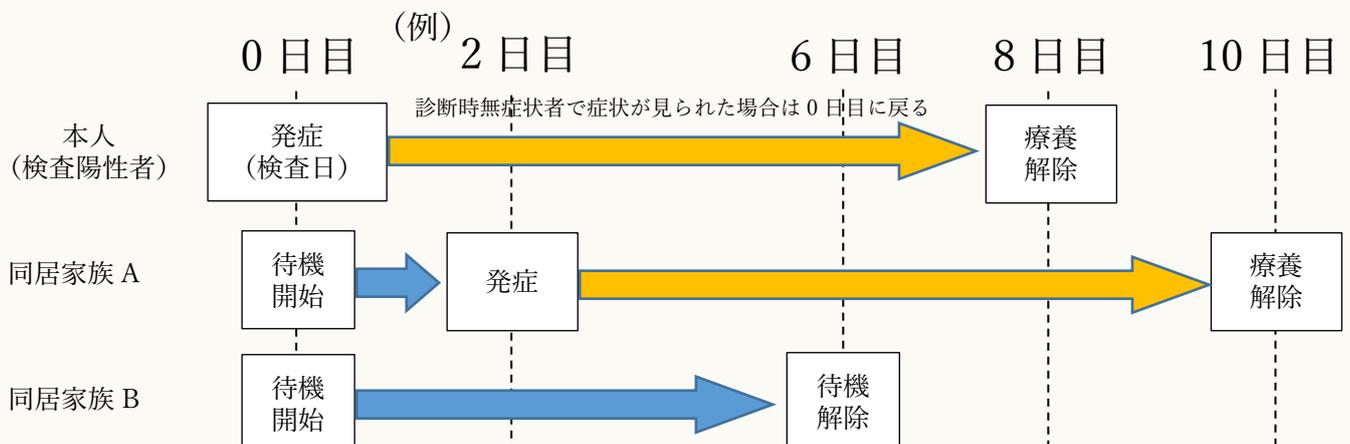


## 例3:陽性者が発症(検査日)後、2日目に同居家族が発症した場合



## 例4:同居家族で複数人陽性者発生時に厳格な感染対策を行っていた場合

濃厚接触者である同居家族全員が通常の感染対策に加えて  
 家族全員が一人ひとり個室隔離を行う等厳格に空間的な分離の徹底を行っていた場合



出勤については

2日目・3日目の抗原定性陰性または3日目の PCR 陰性であれば、3日目から出勤することができます。  
また、ワクチン接種済みの医療従事者・介護従事者等は、無症状かつ連日の検査で陰性であれば、緊急的な対応として、勤務可能とされていますので、職場とご相談ください。

陰性確認のための検査キットは

「薬事承認されたキット」を事業者あるいはご本人の負担で購入していただくことになります。

濃厚接触者の検査は原則、無症状の間は実施しておりません。

最終接触から5日間の自宅待機中に

のどの痛みや発熱など症状が出た場合には、  
新型コロナウイルス診療・検査医療機関に電話をして、  
「濃厚接触者で、症状があること」を伝えた上で受診し、  
検査を受けるようお願いいたします。

なお、5日間、無症状のまま経過された場合でも

7日目までは、ご自身の健康状態を確認すること、  
高齢者等との接触や会食を控えるようお願い致します。

## 島内の「診療・検査医療機関」

### 【土庄町】

- ・外園医院 62-0749
- ・みなと診療所 61-1071
- ・平井クリニック 62-1701

### 【小豆島町】

- ・池田内科クリニック 75-1313
- ・もり内科 82-0075
- ・内海平井クリニック 82-2701
- ・小豆島中央病院 75-1121

## 現場見学者対応に関する新型コロナウイルス感染症対策

2020.5.19

廃棄物対策豊島住民会議

- ・当面の間、三密を避けるために、見学者数に定員を設ける。  
ワゴン車利用の場合、4名以下。マイクロバス利用の場合、12名以下とする。  
特定警戒区域からの見学者は原則として受け入れない。
- ・見学者には事前に全員の名簿（住所、氏名、連絡先）を提出することを義務付ける。  
見学後、2週間以内に感染が確認された場合には、速やかに連絡していただくように依頼する。
- ・見学者には、当日、体温を検温し、発熱のある場合は、辞退していただく。
- ・見学者、案内者はワゴン、マイクロバス乗車時には、手指の消毒を行い、乗車する。
- ・ワゴン、マイクロバス使用後は、必ず、座席シート、ドアノブ等の消毒を行う。
- ・見学者乗車時には、ワゴン、マイクロバスの窓を開け、換気を心がける。
- ・心の資料館見学時は、入館時に手指の消毒を行い、入館する。資料館の窓、扉を開け、換気を怠らない。
- ・心の資料館内で、見学者が展示物に触れないように指示する。触れた場合は、見学後、消毒する。見学後は、扉のノブ等は消毒する。
- ・見学中に、発熱等の症状が出た場合には、診療所の医師または小豆島保健所（小豆総合事務所）に連絡し、指示を受ける。

## 緊急時等の報告（正式評価）

「緊急時等の評価（分類）基準と関係者へのレベル表示」（令和2年8月28日 第9回フォローアップ委員会にて改定）に基づき、第15回フォローアップ委員会（令和4年7月9日 Web開催）からこれまでに関係者に通報した1件について、緊急時等への対応が終了したので正式評価（分類）を実施し、次のとおり報告する。

なお、今回の報告する1件については暫定評価と同じ評価結果であった。

① 貯留トレンチの遮水シートの破損について	評価レベル								
<p>&lt;異常時緊急時等の通報内容&gt;  <b>【第1報】</b> 令和4年9月22日            台風14号の影響により、貯留トレンチ南部の遮水シートが破れて捲れ上がり、土斜面が露出した。            貯留トレンチは撤去工事に向けて使用を終了している。</p>	<p>&lt;暫定評価（分類）&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1379 711 2078 807"> <thead> <tr> <th>人身への影響</th> <th>基準の逸脱等</th> <th>事業進捗への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 問題なし</td> <td>1. 問題なし</td> <td>1. 問題なし</td> </tr> </tbody> </table>			人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響	1. 問題なし	1. 問題なし	1. 問題なし
人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響							
1. 問題なし	1. 問題なし	1. 問題なし							
<p>&lt;修復作業の内容&gt;            貯留トレンチは撤去工事に向けて使用を終了しており、貯留水を排水済みであり、水管理上の支障がなかったため、修繕等を行わなかった。</p>	<p>&lt;正式評価（分類）&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1379 983 2078 1078"> <thead> <tr> <th>人身への影響</th> <th>基準の逸脱等</th> <th>事業進捗への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 問題なし</td> <td>1. 問題なし</td> <td>1. 問題なし</td> </tr> </tbody> </table>			人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響	1. 問題なし	1. 問題なし	1. 問題なし
人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響							
1. 問題なし	1. 問題なし	1. 問題なし							
<p>&lt;事業への影響&gt;            影響なし</p>									

(参考)

図1 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における運用方針（評価（分類）の流れ）

- ① 緊急時等の発生
- ② 請負事業者等は、廃棄物対策課に報告する。
- ③ 請負事業者等からの報告などに基づき、廃棄物対策課は、次の評価（分類）基準表により、速やかに緊急時等の暫定評価（分類）を行い、その結果を付して関係者に連絡する。
- ④ また、技術アドバイザーに状況を報告し、指導・助言を得る。
- ⑤ 廃棄物対策課は緊急時等への対応が終了した時点で、必要に応じ暫定評価（分類）を見直し、正式評価（分類）を行い、フォローアップ委員会に報告する。

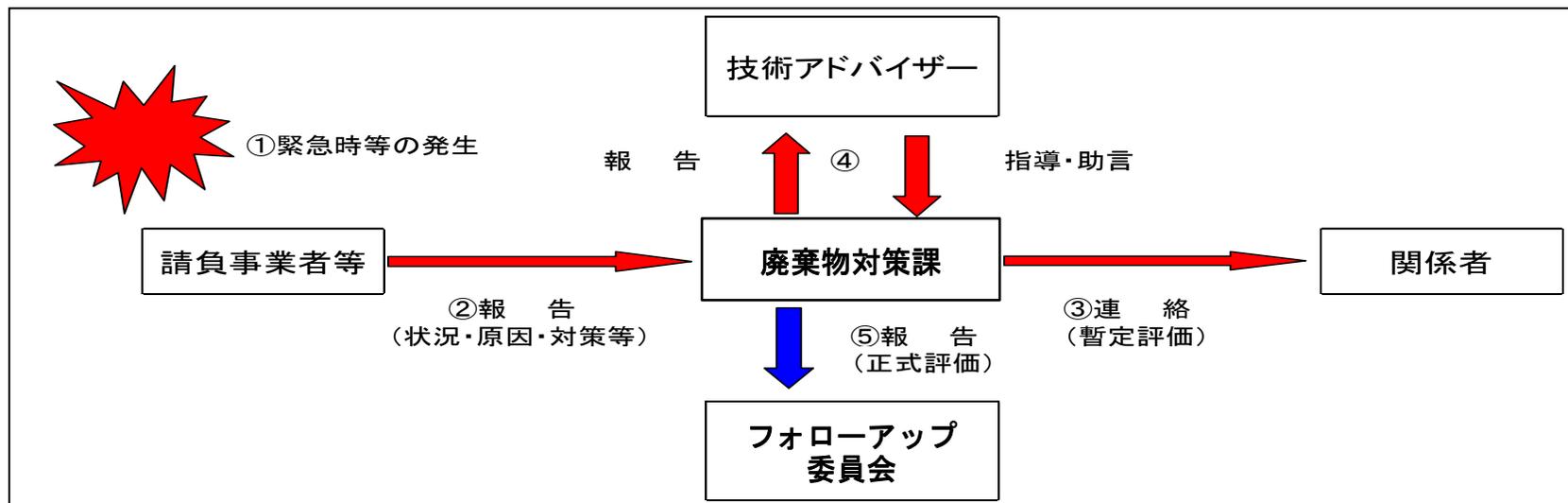


表 1 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における評価（分類）基準表

【豊島】

評価 レベル	人身への影響		基準の逸脱等	事業への影響
	暫定評価	正式評価		
3	緊急搬送したもの	入院加療を要したものの以上	管理基準値を超過したものが豊島処分地外への流出	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日を超えて停止
2	緊急搬送等の対応を要しないもの	通院加療等を要したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の破損等</li> <li>管理基準値の超過を確認（場外への流出なし）</li> </ul>	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日以内の範囲で停止
1	影響がないもの	影響がなかったもの	基準を満足	影響がないもの

【輸送（海上、陸上）】

評価 レベル	人身への影響		基準の逸脱等	事業への影響
	暫定評価	正式評価		
3	緊急搬送したもの	入院加療を要したものの以上	海域への廃棄物、油の流出	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日を超えて停止
2	緊急搬送等の対応を要しないもの	通院加療等を要したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>海域への廃棄物、油以外（洗剤、物品等）の流出</li> <li>陸上での廃棄物等の飛散</li> </ul>	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日以内の範囲で停止
1	影響がないもの	影響がなかったもの	影響がないもの	影響がないもの

## 環境計測及び周辺環境モニタリングの結果

### 1. 環境計測

- (1) 豊島における環境計測（地下水調査）の結果……………令和4年8月調査  
・観測井3地点全てにおいて、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。

## 豊島における環境計測（地下水調査）の結果

地下水浄化の進捗に伴う水質の推移を把握するため、地下水の環境計測等を実施している。今回、令和4年8月に実施した水質調査結果をとりまとめた。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査日

令和4年8月23日（火）

#### (2) 調査地点（調査地点図参照）

観測井3地点（A3、B5、F1西）

#### (3) 検体採取機関及び分析機関

採取機関：廃棄物対策課、環境保健研究センター

分析機関：環境保健研究センター

### 2 調査結果の概要（表1～3）

- ・観測井3地点全てにおいて、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。
- ・それぞれの観測井において、次の項目が環境基準を満足しなかった。

A3 : 砒素

B5 : 砒素、ほう素、1,4-ジオキサン

F1西 : 砒素、クロロエチレン、ほう素、1,4-ジオキサン

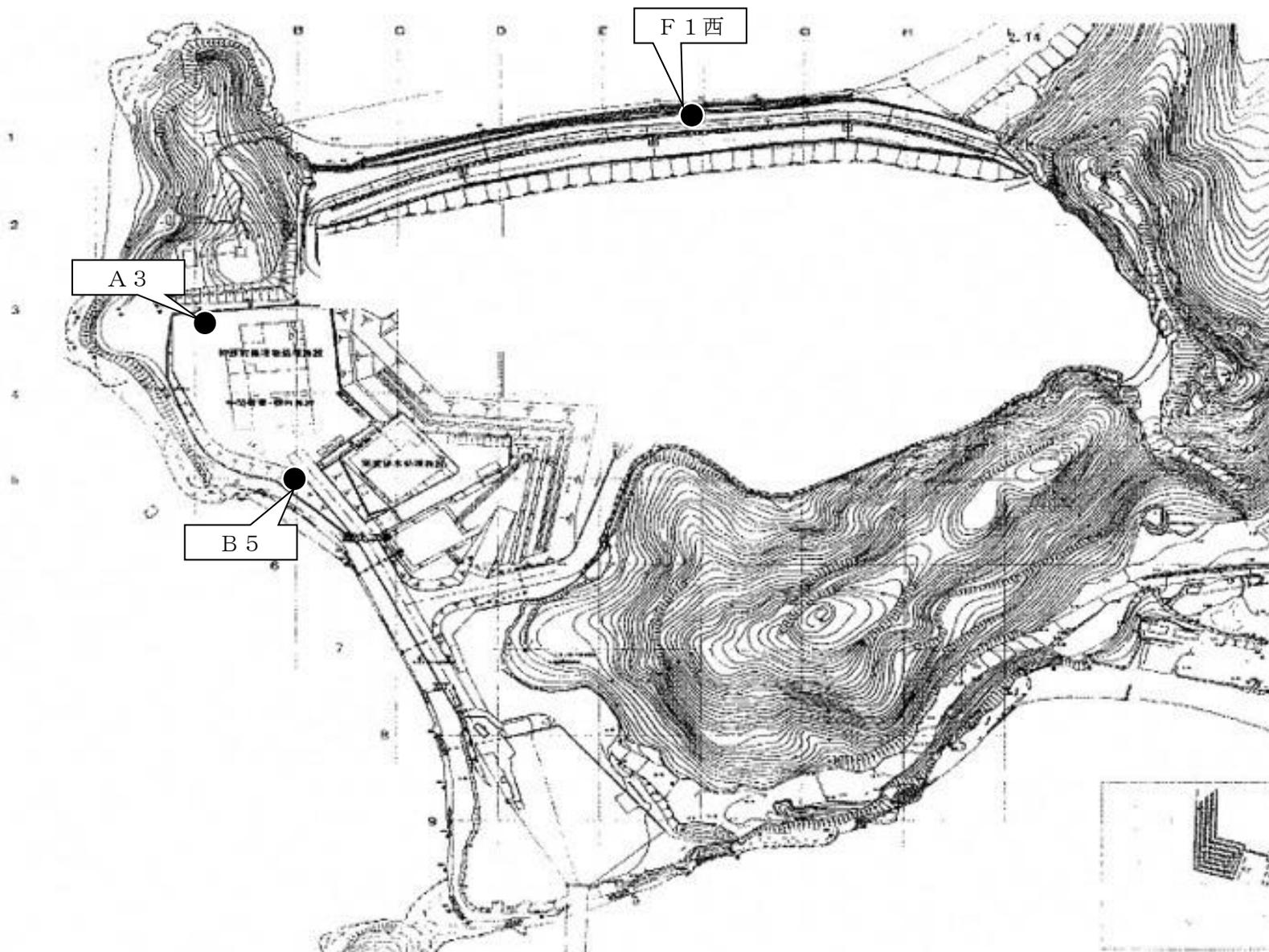


図 豊島における環境計測（地下水調査）調査地点

表1 地下水調査結果（A3地点の推移）

調査地点		A3																									地下水の環境基準	検出下限		
調査年月日	H15.2.6	H16.2.5	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.29	H25.11.13	H26.3.17	H26.5.13	H26.7.29	H26.11.25	H27.2.16					
一般項目	pH	7.0	7.1	6.9	7.1	7.0	6.8	7.0	7.2	6.9	6.8	6.7	6.7	6.9	6.6	6.8	6.9	6.9	6.8	6.8	6.6	9.8	11.4	7.0	7.0	7.0	-	-		
	BOD	7.5	12	0.8	4.3	0.7	0.9	ND	1.4	1.0	ND	1.0	1.0	0.8	ND	ND	0.8	1.3	1.3	ND	ND	1.0	ND	ND	1.3	22	-	0.5		
	COD	32	70	17	18	10	21	3.1	3.7	5.7	5.6	3.7	5.1	3.8	7.0	5.0	4.1	3.4	7.9	3.5	4.2	8.4	7.2	5.2	6.3	49	-	0.5		
	大腸菌群数	13	33	33	7.8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2	7.8	ND	ND	11	13	ND	350	2	7.8	ND	ND	280	11	ND	-	-		
	油分	0.6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.7	1.1	0.6	ND	0.8	ND	-	0.5		
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003		
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1		
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1		
	鉛	ND	0.1	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.008	ND	ND	0.008	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.05	
	砒素	0.56	0.73	0.40	1.1	0.42	0.59	0.31	1.6	1.2	0.26	0.55	0.50	0.70	1.0	0.54	0.27	0.13	0.090	0.21	0.56	0.49	0.26	0.16	0.22	0.68	0.01	0.005		
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0034	0.0063	0.0044	0.0090	0.0040	0.017	0.0023	0.0034	0.0035	0.0032	ND	ND	0.0022	0.0018	0.012	0.018	0.002	0.0002		
	1,2-ジクロロエタン	0.21	0.018	0.029	0.018	0.0091	0.0082	0.0053	0.0019	0.0007	0.0066	0.010	0.0060	0.0032	0.0057	0.0079	0.0045	0.0036	0.0033	0.0037	0.0050	0.0020	0.0031	0.0010	0.016	0.0072	0.004	0.0004		
	1,1-ジクロロエチレン	0.054	0.009	0.011	0.004	0.003	ND	ND	ND	0.005	0.007	0.011	0.004	0.002	0.003	0.002	0.004	ND	ND	0.002	0.002	ND	ND	0.005	ND	0.008	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002		
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	1.7	0.32	0.33	0.11	0.071	0.047	0.033	0.022	0.047	0.046	0.032	0.030	0.037	0.021	0.024	0.022	0.019	0.010	0.022	0.015	ND	0.022	0.054	0.12	0.056	0.04	0.004		
	1,1,1-トリクロロエタン	0.21	0.023	0.025	0.011	0.007	0.0036	0.0018	0.0011	0.0072	0.011	0.023	0.0096	0.0029	0.0039	0.0083	0.0025	0.0019	0.0011	0.0055	0.0049	ND	0.0021	0.016	0.041	0.011	1	0.0005		
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006	
	トリクロロエチレン	0.15	0.010	0.017	0.022	0.019	0.011	0.006	0.007	0.042	0.043	0.066	0.027	0.016	0.021	0.033	0.0026	0.010	0.007	0.020	0.015	0.002	0.016	0.033	0.098	0.058	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001		
	テトラクロロエチレン	0.022	0.011	0.034	0.0027	0.0012	0.0014	ND	0.0006	0.0007	0.0057	0.081	0.014	0.0007	0.0014	0.0013	0.0014	0.0007	ND	0.0006	0.0007	ND	ND	0.0020	0.0053	0.0059	0.01	0.0005		
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001	
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003	
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	ベンゼン	0.053	0.012	0.012	0.005	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.014	ND	ND	ND	0.059	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01	0.001		
	セレン	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10	
	フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.0	ND	ND	ND	ND	0.8	0.8	
ホウ素	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.5	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	1	0.1		
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	0.05	0.005			
その他の項目	全窒素	4	3	2	3	1	1	1	5	3	1	1	1	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	-	1	
	全燐	0.5	ND	0.2	1.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2	ND	0.2	ND	ND	0.1	0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.4	-	0.1		
	塩化物イオン	68	39	28	23	37	29	24	28	21	25	31	30	32	20	33	31	33	41	38	40	48	57	53	54	50	-	1		
	電気伝導率	51.3	40	32	29.5	14.6	16.1	16.2	15	16	32.7	30	28	30.8	30.8	32	30	30	32	30	31	32	87	41	50	44	-	0.1		
	ニッケル	ND	0.08	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05	
	モリブデン	ND	ND	0.016	ND	ND	0.008	0.026	0.022	ND	ND	0.028	0.030	0.038	0.022	ND	0.008	0.044	0.016	0.013	0.019	0.12	0.098	0.023	0.007	0.049	-	0.007		
アンチモン	ND	0.002	0.005	0.002	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.001	ND	ND	0.001	ND	0.004	ND	ND	ND	0.002	-	0.001			
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	0.015	ND	ND	0.046	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006		

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表1 地下水調査結果（A3地点の推移）

調査地点		A3																								地下水の環境基準	検出下限		
調査年月日	H27.5.19	H27.9.17	H27.11.24	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.30	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.14	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.2.27	R1.5.21	R1.8.27	R1.11.19	R2.2.5	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17	R4.8.23				
一般項目	pH	6.8	7.5	7.0	6.8	6.7	7.8	7.1	7.5	7.1	6.8	7.2	7.2	6.7	6.8	6.7	7.1	6.7	6.7	6.9	6.8	7.3	7.7	7.6	7.7	7.6	-	-	
	BOD	0.8	0.6	ND	1.4	0.6	1.8	1.8	0.5	1.4	2.7	2.9	3.0	2.3	1.2	3.6	2.3	1.7	1.7	1.4	ND	1.1	1.5	2.0	0.9	0.9	-	0.5	
	COD	11	6.5	5.6	5.7	5.0	6.7	5.1	9.0	7.5	4.3	4.6	5.2	5.0	4.6	5.1	3.5	4.2	4.7	5.8	3.9	4.1	3.5	2.9	3.8	6.5	-	0.5	
	大腸菌群数	ND	23	ND	7.8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	49	2	ND	6.8	33	ND	ND	1100	23	33	-	-	-	-	-	-	-	
	油分	ND	ND	0.8	ND	ND	ND	0.6	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.5	
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.1	
	鉛	ND	ND	ND	ND	0.010	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.05	0.05	
	砒素	29	0.64	0.38	0.45	1.1	7.6	0.20	0.47	3.9	0.38	1.2	2.2	0.12	0.28	0.58	0.093	0.46	0.90	2.1	0.60	ND	0.010	0.007	0.012	0.016	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	0.0059	0.017	0.0061	0.0076	0.0052	0.0054	0.0056	0.0014	0.012	0.0052	0.0045	0.0030	0.0032	0.0032	0.0031	0.0052	0.0032	0.0025	ND	0.0026	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.016	0.0062	0.0083	0.0097	0.0094	0.015	0.0070	0.0035	0.0083	0.012	0.0090	0.0064	0.0071	0.0069	0.0065	0.0058	0.0059	0.0053	ND	0.0046	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.010	0.002	0.002	0.006	0.008	0.013	0.004	0.002	0.002	0.010	0.005	0.002	ND	0.004	0.003	0.003	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	0.082	0.046	0.034	0.027	0.029	0.037	0.020	0.011	0.021	0.033	0.021	0.014	ND	0.020	0.017	0.014	0.016	0.011	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.029	0.010	0.010	0.017	0.030	0.049	0.014	0.0087	0.011	0.026	0.017	0.0095	ND	0.015	0.013	0.012	0.010	0.0071	ND	0.0088	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006	
	トリクロロエチレン	0.091	0.062	0.049	0.078	0.10	0.15	0.065	0.039	0.059	0.063	0.066	0.044	0.056	0.070	0.061	ND	0.040	0.031	ND	0.027	ND	0.001	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001	
	テトラクロロエチレン	0.0092	0.0015	0.0028	0.0026	0.0034	0.0044	0.0017	0.0007	0.0013	0.0038	0.0023	0.0013	0.0020	0.0023	0.0018	0.0011	0.0020	0.0010	ND	0.0023	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.006	0.001	
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.003	0.0003	
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.02	0.002	
	ベンゼン	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	0.01	0.001	
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.01	0.005	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	10	10	
	フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.8	0.8	
ホウ素	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	1.1	0.5	0.2	0.2	0.3	1	0.1	
1,4-ジオキサン	0.008	0.017	0.005	ND	0.005	0.005	ND	ND	ND	0.009	0.005	ND	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.005		
その他の項目	全窒素	2	2	1	1	1	2	2	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	ND	ND	1	19	10	1	1	ND	-	1	
	全燐	0.4	ND	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	0.4	0.1	0.1	0.1	ND	ND	ND	1.7	0.4	0.4	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	46	61	49	48	47	50	33	37	70	33	32	32	34	54	52	37	62	30	19	32	21	46	6	50	720	-	1	
	電気伝導率	31	53	41	39	38	38	34	40	48	37	44	46	37	26	47	28	22	27	170	48	40	560	24	61	24	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	0.009	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	0.032	0.014	0.022	0.015	ND	0.012	0.012	0.012	0.016	0.010	0.011	0.013	ND	0.007	0.007	0.009	0.008	-	0.007	
アンチモン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.001		
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.006		

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表2 地下水調査結果（B5地点の推移）

調査地点		B5																									地下水の環境基準	検出下限
調査年月日	H12.12.4	H13.3.6	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.29	H25.11.13	H26.3.4	H26.5.13	H26.7.29	H26.11.25	H27.2.16			
一般項目	pH	6.3	6.4	6.6	7.1	6.8	6.9	6.7	7.0	6.5	6.8	6.5	6.5	6.6	6.7	6.6	6.7	6.7	6.7	6.6	6.7	6.8	6.6	6.7	6.6	6.9	-	-
	BOD	120	55	50	44	43	41	36	29	21	33	43	24	27	15	34	13	4.2	12	10	8	16	13	3.2	6.2	17	-	0.5
	COD	530	300	370	300	310	220	240	420	300	223	240	210	260	160	204	186	179	194	228	215	120	200	100	130	100	-	0.5
	大腸菌群数	3.5×10 <sup>2</sup>	2.4×10 <sup>2</sup>	ND	ND	17	ND	2.0	ND	2.0	ND	23	ND	ND	ND	ND	49	ND	2.0	790	2.0	350	1700	33	49	59	-	-
	油分	2.9	4.1	8.9	5.6	4.5	5.5	5.2	4.3	6.1	8.2	5.8	5.4	4.6	4.6	5.2	4.2	3.4	7.0	10	8.6	11	7.6	6.2	8.9	4.7	-	0.5
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1
	有機磷	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1
	鉛	0.018	0.048	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.01	0.005
	六価クロム	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.05
	砒素	0.047	0.022	ND	0.008	0.013	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.017	ND	0.011	0.007	ND	ND	0.006	ND	0.006	ND	ND	ND	0.01	0.005
	総水銀	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	PCB	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	0.085	0.039	0.018	0.006	0.003	0.002	0.003	ND	0.004	0.004	ND	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	ND	ND	0.007	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0017	0.0014	ND	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0005	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	0.0016	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001
	シマジン	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	ベンゼン	0.22	0.19	0.042	0.014	0.003	0.002	0.006	0.002	0.025	0.020	0.025	0.020	0.022	0.016	0.015	0.013	0.009	0.010	0.013	0.004	0.010	0.030	0.014	0.018	0.007	0.01	0.001
	セレン	ND	-	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.26	1.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10	
フッ素	ND	ND	4.2	5.0	3.6	3.0	2.0	1.3	ND	2.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.1	0.9	1.4	1.8	0.8	0.8	ND	0.8	0.8	
砒素	2.1	2.6	3.0	3.1	3.1	2.6	3.0	2.5	2.5	2.6	2.6	4.9	2.8	2.6	2.7	2.6	2.5	2.2	2.6	2.7	2.5	2.0	2.3	2.0	2.0	1	0.1	
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	5.3	5.1	5.6	5.1	5.2	3.5	4.5	4.1	3.5	3.5	4.1	3.1	3.3	3.6	2.3	2.3	1.6	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	14	14	12	10	37	30	31	45	8	9	38	34	28	34	24	17	17	15	18	4	ND	12	3	8	3	-	1
	全磷	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1
	塩化物イオン	2,300	1,840	2,000	1,520	1,550	1,330	1,470	1,400	1,400	1,400	1,480	1,390	1,330	1,180	1,120	1,080	944	943	1,020	690	704	901	603	967	585	-	1
	電気伝導率	635	462	694	542	478	314	274	280	560	502	517	523	502	432	467	399	413	400	354	339	320	403	272	336	249	-	0.1
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.06	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.018	0.009	ND	ND	ND	ND	-	0.007
	アンチモン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	0.020	ND	ND	ND	ND	0.010	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表2 地下水調査結果（B5地点の推移）

調査地点		B5																								地下水の環境基準	検出下限			
調査年月日		H27.5.19	H27.7.27	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.31	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.13	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.2.27	R1.5.21	R1.8.27	R1.11.19	R2.2.5	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17	R4.8.23					
一般項目	pH	6.4	6.6	6.8	6.8	6.9	6.8	7.0	6.6	6.6	6.8	6.7	6.8	6.8	6.8	6.7	6.8	6.6	6.0	6.9	6.6	6.8	6.7	6.8	6.8	6.8	-	-		
	BOD	12	23	24	20	14	8.9	22	16	17	6	5.8	6.4	7.1	11	21	7.8	15	2.7	21	2.6	16	10	12	3.3	-	0.5			
	COD	110	58	65	67	69	74	92	77	60	57	61	72	64	75	66	62	62	5.6	66	43	46	33	43	42	-	0.5			
	大腸菌群数	170	ND	ND	ND	4.0	11	ND	ND	4.5	ND	ND	790	22	23	ND	ND	1700	ND	4.5	-	-	-	-	-	-	-			
	油分	5.9	3.1	4.0	5.7	4.4	4.9	5.8	3.8	4.6	2.9	1.8	3.4	3.5	5.4	3.0	4.9	3.2	3.4	3.7	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.5			
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003			
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1		
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.1		
	鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.015	ND	ND	ND	ND	0.020	ND	0.01	0.005			
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.05	0.05		
	砒素	0.009	ND	ND	0.007	0.006	0.006	ND	0.008	0.011	0.009	0.013	0.011	0.007	0.011	0.008	0.009	0.014	0.042	0.008	0.007	0.023	0.008	0.064	0.029	0.01	0.005			
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.0005	0.0005		
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.035	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002		
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002		
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0009	0.0018	0.002	0.0002		
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	0.0039	ND	0.004	0.0004		
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002		
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.009	0.04	0.004		
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005		
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006		
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001		
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005		
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002		
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.006	0.001	
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.003	0.0003	
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.02	0.002	
	ベンゼン	0.014	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.005	0.006	0.008	0.006	0.003	0.004	0.004	0.002	ND	0.003	0.006	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.01	0.001		
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.01	0.005	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	10	10	
	フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.8	0.8	
砒素	1.9	1.2	1.5	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.7	1.6	1.5	1.4	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.9	1.7	1.5	1.8	2.0	1	0.1			
1,4-ジオキサン	2.4	0.85	1.0	1.2	1.5	1.4	1.1	1.3	2.3	1.4	0.84	1.1	0.96	1.3	0.80	0.41	0.86	0.88	0.94	0.82	0.95	0.67	0.87	1.0	0.05	0.005				
その他の項目	全窒素	3	5	4	3	4	4	3	4	3	3	3	3	2	3	3	3	4	5	3	3	3	3	4	3	-	1			
	全燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1		
	塩化物イオン	773	330	390	447	430	425	457	460	340	350	340	340	300	370	350	370	270	330	290	320	360	310	340	310	-	1			
	電気伝導率	264	195	197	194	183	210	203	190	170	201	180	140	140	180	170	170	82	330	83	130	1600	160	160	94	-	0.1			
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05		
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007		
	アンチモン	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.001		
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.006			

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表3 地下水調査結果（F1西地点の推移）

調査地点		F1西																									地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日	H15.2.6	H16.2.5	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.22	H25.11.13	H26.2.17	H26.5.13	H26.7.22	H26.11.25	H27.2.16				
一般項目	pH	7.0	7.0	7.0	6.9	7.3	6.9	7.2	7.7	6.8	6.9	6.9	7.2	6.9	6.8	6.8	7.1	7.1	6.7	6.7	7.1	6.9	7.1	6.7	6.7	6.7	-	-	
	BOD	3.9	6.6	1.0	2.7	0.5	1.6	1.7	1.1	0.9	ND	ND	0.7	0.6	ND	ND	ND	2.1	1.7	0.5	0.6	ND	ND	ND	0.6	1.3	-	0.5	
	COD	5.4	7.9	1.7	2.4	2.4	2.7	2.3	0.9	1.8	2.8	1.9	1.9	1.9	2.0	3.0	2.2	0.9	7.8	6.1	1.7	5.0	2.6	8.0	10	5.8	-	0.5	
	大腸菌群数	22	4.5	2.0	22	33	3.7	7.8	2.0	ND	13	22	540	7.8	11	11	70	ND	69	33	ND	7.8	ND	ND	7.8	ND	-	-	
	油分	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	ND	ND	0.5	ND	-	0.5	
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003		
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1	
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	鉛	0.024	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.05	
	砒素	0.016	0.016	ND	0.013	ND	0.010	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	0.012	0.008	ND	ND	0.008	ND	0.016	0.009	0.019	0.011	0.011	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.011	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006	
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001	
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005	
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001	
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003	
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	0.001	ND	0.010	0.012	0.007	0.006	0.012	0.01	0.001	
	セレン	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10		
フッ素	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.8	0.8		
ホリ素	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.3	0.4	0.5	0.3	0.5	1	0.1		
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	0.008	ND	ND	0.006	ND	0.010	0.010	0.010	0.020	0.023	ND	0.017	0.027	0.045	0.025	0.026	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	1	4	ND	ND	1	ND	ND	ND	ND	ND	1.6	1.2	1.2	4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	1	
	全燐	ND	ND	ND	0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	230	230	220	216	223	274	241	250	270	360	248	252	285	331	342	328	338	436	426	280	314	309	539	456	522	-	1	
	電気伝導率	98.6	94	94.6	90	83.7	53.4	47.3	49	110	136	102	109	115	130	133	118	133	168	176	100	127	117	207	174	193	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
	アンチモン	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	0.033	0.030	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表3 地下水調査結果（F1西地点の推移）

調査地点		F1西																									地下水の環境基準	検出下限
調査年月日	H27.5.19	H27.7.27	H27.11.24	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.31	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.13	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.3.13	R1.5.21	R1.9.3	R1.11.19	R2.2.18	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17	R4.8.23			
一般項目	pH	6.4	6.7	6.8	6.8	6.7	6.6	6.7	6.9	6.7	6.6	6.8	6.8	6.7	6.6	6.9	6.9	6.7	6.5	7.0	7.0	6.8	7.0	6.7	6.8	6.8	-	-
	BOD	ND	0.7	ND	1.3	0.8	0.8	1.4	1.8	4.9	7.7	3.6	6.4	4.2	4.9	3.9	4.5	4.7	5.2	8.3	2.8	3.5	4.8	8.2	13	2.2	-	0.5
	COD	6.9	6.4	7.2	6.5	7.4	6.3	7.4	7.7	8.8	7.2	6.0	8.5	8.2	7.1	5.8	7.8	9.2	9.2	15	10	9.3	12	21	27	19	-	0.5
	大腸菌群数	ND	2.0	7.8	2.0	13	79	ND	ND	ND	ND	ND	ND	490	4.5	ND	ND	79	490	49	ND	-	-	-	-	-	-	1
	油分	ND	ND	1.2	ND	0.7	ND	0.9	ND	1.5	ND	ND	ND	ND	0.6	ND	0.5	0.5	ND	ND	0.7	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.5
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.1
	鉛	ND	ND	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.05	0.05
	砒素	0.020	0.024	0.030	0.039	0.038	0.030	0.033	0.045	0.048	0.040	0.034	0.046	0.043	0.036	0.034	0.052	0.054	0.049	0.065	0.049	0.041	0.053	0.054	0.084	0.064	0.01	0.005
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	0.0005	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	0.0002	0.0002	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	0.0002	0.0011	0.0057	0.0059	0.0048	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	0.019	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	0.021	0.002	ND	0.009	ND	0.003	ND	0.003	0.001	0.001	ND	0.003	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.001	0.001	0.001	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.02	0.002
	ベンゼン	0.015	0.001	0.001	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	0.01	0.001
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.01	0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	10	10	
フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.8	0.8	
砒素	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.7	0.8	0.9	1.2	1.2	1.6	1.6	1.8	1.9	1.9	1	0.1	
1,4-ジオキサン	0.039	0.027	0.025	0.019	0.029	0.026	0.033	0.028	0.034	0.053	0.023	0.025	0.035	0.026	0.038	0.026	0.028	0.028	0.024	0.022	0.020	0.032	0.058	0.081	0.10	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	1	1	2	2	2	5	5	2	-	1	
	全燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	ND	0.1	0.1	ND	0.1	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	545	554	539	496	555	498	588	584	660	540	440	540	530	480	420	450	480	440	420	470	450	560	1200	860	830	-	1
	電気伝導率	197	204	202	191	205	181	220	208	200	194	188	198	190	95	170	140	81	86	170	93	160	1900	290	290	139	-	0.1
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
アンチモン	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.001	
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

## これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告（その2）

### 1. 概要

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施に当たっては、積極的な情報公開に努めており、過去の委員会等の資料について、未掲載のものの公開作業を順次進めている。今回、現在の進捗状況について報告する。

### 2. 各資料の県ホームページ上での公開状況

#### （1）フォローアップ委員会資料

表1に示すとおり、当委員会の資料について第14回までの議事録並びに第15回までの会議資料を公開している。

なお、第15回の議事録は作成中であり、まとめ次第、公開予定である。

#### （2）地下水・雨水等対策検討会、撤去等検討会資料

表1のとおり、地下水・雨水等対策検討会については第25回までの議事録並びに第26回までの会議資料を公開している。また、撤去等検討会については第15回までの議事録を公開しており、各回の会議資料等は今後公開予定である。

#### （3）過去の委員会資料等

表1のとおり、豊島廃棄物等管理委員会及び豊島廃棄物等技術委員会については、各回の議事録を公開している。会議資料については今後公開予定である。

#### （4）各種の報告書

表2のとおり、豊島廃棄物等対策調査「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書等を公開しており、その他の報告書については今後公開予定である。

### 3. 今後の対応

引き続きフォローアップ委員会の資料を順次公開するとともに、撤去等検討会の資料及び過去の委員会資料等の公開作業を進める。

表 1 各委員会等の資料の県HP上での公開状況 (R4. 11. 14 時点)

会議名	開催回数	議事録	会議資料
フォローアップ委員会	1～14	済	済
	15	未	済
地下水・雨水等対策検討会	1～25	済	済
	26	未	済
撤去等検討会	1～15	済	未
	16～17	未	未
豊島廃棄物等管理委員会	1～46	済	未
排水・地下水等対策検討会	1～8	未	未
	9～27	済	未
撤去等に関する検討会	1～3	済	未
豊島廃棄物等技術委員会	1～20	済	未
暫定措置分科会	1～5	済	未
中間処理分科会	1～5	済	未
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～5	未	未
第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～5	未	未
暫定措置・掘削分科会	1～5	未	未
中間処理・リサイクル分科会	1～5	未	未
第1次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～15	未	未

表 2 各種の報告書の県HP上での公開状況 (R4. 11. 14 時点)

報告書名	公開状況
豊島廃棄物等対策調査「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書	済
豊島廃棄物等対策調査「中間処理施設の整備に関する事項」報告書	済
第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書	済
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書	済
一県の提案：直島での中間処理の実施案に対する技術的検討一	済
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書（追加検討分） 一県の提案：直島での中間処理の実施案に対する技術的検討一 環境面を中心とした緊急時の対応と安全を主とした廃棄物の船舶輸送に関する技術的検討	未
豊島廃棄物等技術委員会報告書第Ⅰ編（施設整備編）	未
豊島廃棄物等技術委員会報告書第Ⅱ編（マニュアル編）	未
豊島廃棄物等技術委員会報告書第Ⅲ編（環境モニタリング編）	未
2号溶融炉における小爆発事故再発防止対策 確認試験結果報告書	未
安全性再評価によるリスク抽出項目安全対策 確認試験結果報告書	未
豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書 ～豊島の中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設並びに直島の中間処理施設及び専用栈橋の撤去等～	未
豊島廃棄物処理事業における溶融スラグの有効利用に関する最終報告書	未